

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：福岡県、北九州市、福岡市

1 国際戦略総合特別区域の名称

グリーンアジア国際戦略総合特区

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

世界の環境課題対応先進国として我が国が培ってきた、都市環境インフラ関連産業や技術をパッケージ化してアジアの諸都市に提供するとともに、グリーンイノベーションの新たな創造を更に推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開し、アジアとともに成長することを目指す。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（１）：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高

数値目標（１）：年間売上高 約 3.7 兆円（令和元年現在）→約 5.7 兆円（令和 7 年）

評価指標（２）：特区に係る支援措置を活用して設備投資を行った企業数

数値目標（２）：企業数 157 社（令和元年度現在）→280 社（令和 7 年度）

3 特定国際戦略事業の名称

世界の環境課題対応先進国としてわが国が培ってきた、都市環境インフラ関連産業や技術をパッケージ化してアジアの諸都市に提供するとともに、グリーンイノベーションの新たな創造を更に推し進め、アジアとともに成長するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点構築に係る取組を行っていく。

① 環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築

（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙 1－2）

（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙 1－5）

② グリーンイノベーション研究拠点の形成

（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙 1－2）

（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙 1－5）

③ 資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成

（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙 1－2）

（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙 1－5）

④ 官民連携による海外水ビジネスの展開

（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙 1－5）

⑤ スマートコミュニティ創造事業

（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙 1－2）

(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙 1－5)

⑥ 東アジア海上高速グリーン物流網と拠点の形成

(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙 1－5)

⑦ 中小企業のアジア展開支援

(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙 1－5)

4 その他国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

総合特区の目指す目標を達成するため、特定国際戦略総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

i) 一般国際戦略事業について

① スマートコミュニティ創造事業

(社会資本整備総合交付金、別紙 1－4)

② 東アジア海上高速グリーン物流網と拠点の形成

(社会資本整備総合交付金、別紙 1－4)

③ グリーンイノベーション研究拠点形成

(社会資本整備総合交付金、別紙 1－4)

④ 東アジア海上高速グリーン物流網と拠点の形成

(港湾機能高度化施設整備事業、別紙 1－4)

⑤ 環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築

(次世代半導体回路構成実用化支援事業、別紙 1－4)

⑥ 環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築

(成長産業・企業立地促進等事業費補助金、別紙 1－4)

⑦ 環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築

(成長産業・企業立地促進等事業費補助金、別紙 1－4)

⑧ 環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築

(地域水素供給インフラ技術・社会実証、別紙 1－4)

⑨ 環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築

(地域イノベーション戦略支援プログラム、別紙 1－4)

⑩ グリーンイノベーション研究拠点形成

(固体酸化物形燃料電池を用いた事業用発電システム要素技術開発、別紙 1－4)

⑪ 資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成

(レアアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業、別紙 1－4)

⑫ 中小企業のアジア展開支援

(APEC 中小企業 CEO ネットワーク強化事業、別紙 1－4)

⑬ アジア低炭素化センター

(インフラ・システム輸出促進調査等委託事業、別紙 1－4)

⑭ グリーンイノベーション研究拠点形成

(戦略的基盤技術高度化支援事業、別紙 1－4)

⑮ 環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築

(国内立地推進事業費補助金、別紙１－４)

⑩アジア低炭素化センター

(我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業、別紙１－４)

⑪グリーンイノベーション研究拠点形成

(国立大学法人特別運営費交付金、別紙１－４)

⑫環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築

(水素供給設備整備費補助金、別紙１－４)

⑬グリーンイノベーション研究拠点形成

(水素利用技術研究開発事業、別紙１－４)

⑭グリーンイノベーション研究拠点形成

(国立大学法人運営費交付金、別紙１－４)

⑮アジア低炭素化センター

(新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業、別紙１－４)

⑯環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築

(戦略的基盤技術高度化支援事業、別紙１－４)

⑰グリーンイノベーション研究拠点形成

(地域イノベーション・エコシステム形成プログラム、別紙１－４)

⑱グリーンイノベーション研究拠点形成

(超高圧水素技術等を活用した低コスト水素供給インフラ構築に向けた研究開発事業、別紙１－４)

⑲アジア低炭素化センター

(我が国循環産業海外展開事業化促進事業、別紙１－４)

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置 (別紙１－９のとおり)

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

・外国人招聘に係る手続きの簡素化

(環境ビジネスや水ビジネス関連で本市を訪れる行政関係者について、相手先の特定の海外都市と指定自治体で、身元を保証する証明書を発行する協定を締結し、互いの首長名での身元保証書を発行・提出することで、入国ビザの即時発給を可能とするもの)

・圧縮水素運送自動車複合容器・附属品に対する刻印方式の特例の創設

(圧縮水素運送自動車用複合容器及び付属品再検査時の刻印に代る措置として、必要事項を打刻した証票貼付を可能とするもの)

・水素ステーション併設に係る給油取扱所の規制

(水素ステーションを併設した給油取扱所における水素ディスペンサーとガソリンディスペンサーの並列設置を可能とするもの)

・住宅領域での水素吸蔵合金による水素貯蔵に係る規制

(水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵設備を住宅領域に設置する際に、建築基準法別表第２に規定する「建築物に附属するもの」として取り扱うことができる旨、同法上の位置づけを明確化したもの。)

別紙 1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【1／9】

1 特定国際戦略事業の名称

＜＜環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築
(環境配慮型自動車開発・生産拠点推進事業)＞＞(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において環境配慮型自動車及び関連製品の研究開発・生産に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

世界各国の環境関連ニーズに対応した製品をアジアから広く世界に展開するため、省エネ及びCO₂削減に寄与する低燃費・低公害車などの環境に配慮した自動車(電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド型自動車、環境性能の高いガソリンエンジン車、クリーンディーゼル車等)及び関連製品(充電スタンド、水素ステーション等)の研究開発・生産を行う。

環境性能の高いガソリンエンジン車としては、ガソリン車最高レベルの走行燃費(JC08 モード燃費30km/l)を達成する自動車及びエンジン等の関連製品を製造する。また同時に、設備メーカーと共同開発したNC汎用加工設備を精密加工工程に導入することで、ハイブリッド車に匹敵、凌駕するレベルの走行燃費(《非公表》)を達成する自動車等の開発から生産に至るまでの期間短縮を図り、早期生産体制の実現を目指す。燃費向上技術としては、エンジンのエネルギー損失を低減させるために、排出ガスの一部を吸気側へ再循環させる排気再循環システムに燃焼室内のイオンで燃焼状態を検出する「イオン電流燃焼制御」を組み合わせた世界初の技術などを活用する。また同時に、更にエンジンを低燃費化するために現在開発中のエンジン構造及び電気系統のイノベーションなどの高度技術も活用できる生産体制とする。

加えて、クリーンディーゼル車(「ポスト新長期規制」に対応したディーゼル車)は、低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日閣議決定)で次世代自動車の一つに位置付けられており、同計画では2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で次世代自動車を導入するという目標実現を目指している。環境性能の面においてクリーンディーゼル車は、ガソリンエンジン車と比べCO₂排出量が走行時で1～2割少ないだけでなく、燃料である軽油の精製段階におけるCO₂排出量がガソリンの65%程度であることなどから普及が期待されている。また、自動車産業の国際競争力強化の面においては、長距離利用が中心のため燃料費の安さと環境性能の高さの両方が評価されており新車販売台数の約5割をディーゼル車が占めている欧州市場と、今後成長著しい新興国市場におけるシェア拡大のために、日本メーカーのクリーンディーゼル技術の展開が重要である。従来のディーゼル車をクリ

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

ーンディーゼル車に進化させた中核技術はコモンレールシステムであり、これは、燃料をシリンダーに噴射する前に超高压で貯め、コンピューター制御で最も燃焼効率が高まるタイミングで噴射し、排出ガス（NO_x、すす）のクリーン化、エンジン音の静音化及び走行燃費の向上を実現する、日本メーカーが初めて実用化に成功した技術である。本特区では、更なる排出ガスの低減を実現するために燃料噴射圧を高める技術などを活用して現行に比しNO_xを2割強削減する次世代コモンレールシステムの生産を行う。

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第1項第1号 電気を動力源とする自動車、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車その他の使用に伴い排出される温室効果ガスによる環境への負荷が特に少ない自動車の製造又は研究開発に関する事業

第1項第2号 環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充填するための施設又は設備の研究開発又は製造に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

世界の自動車市場が新興国を中心に拡大を続ける中、国内の自動車市場は相対的地位が低下している。今後、わが国の自動車産業がグローバル競争を勝ち抜くためには、世界各国のニーズに応じた自動車を生産し、世界市場へ展開することが必要である。

世界において、エネルギー制約の高まり、地球温暖化防止対策の必要性などから、省エネ及びCO₂削減に寄与する低燃費・低公害車など環境配慮型自動車のニーズが高まっており、今後も市場の拡大が見込まれている。

中でも、ガソリンエンジン車は世界自動車市場に占める割合が約8割と高く、温室効果ガス削減など環境負荷低減を進め、わが国の自動車産業が世界市場へ展開していく上で重要な位置付けにある。各自動車関連メーカーにおいては、ガソリンエンジン車に関する様々な技術開発を進め、従来と比べ大幅な燃費向上、素材製造から生産・走行・廃棄に至るライフサイクルすべてにおけるCO₂排出量の大幅削減を実現するなど、ハイブリッド型自動車同様、環境負荷低減に大きく貢献している。

また、従来のディーゼル車は走行に伴い発生する有害物質や騒音等の問題により、日本では敬遠されがちであるが、排出ガスのクリーン化及びエンジン音の静音化等の実現により、欧州での自動車市場に占める割合は約5割に達し、今後大きな需要が見込まれるアジアを中心とした新興国でも普及が進んでいる。また、「低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）」等においてもクリーンディーゼル車は重要な位置付けがされており、わが国の自動車産業が世界市場へ展開していく上で今後注力していくべき分野である。

このため、国内の産業基盤や高い技術を活かし、環境性能の高いガソリンエンジン車及びクリーンディーゼル車を含む環境配慮型自動車を研究開発・生産し、世界へ展開するための拠点構築を図る事業を特別区域内で実施する。

当該事業区域における環境配慮型自動車及び関連製品の開発・生産体制の充実・強化を図ることは、当区域の開発・生産の拠点性をさらに高め、関連部品企業等を含め裾野の広い国内自動車産業の国際競争力の強化に大きく寄与するものである。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

○環境配慮型自動車（電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド型自動車、環境性能の高いガソリンエンジン車及びクリーンディーゼル車等）の研究開発・生産に関する施設・設備

○環境配慮型自動車用関連製品（充電スタンド、水素ステーション等）の研究開発・生産に関する施設・設備

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

- ・《非公表》に所在する事業所内
 - ・北九州市八幡西区黒崎城石2番1号に所在する事業所内
 - ・《非公表》に所在する事業所内
 - ・北九州市八幡東区東田1丁目、東田2丁目、東田3丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部に所在する事業所内
 - ・北九州市小倉北区大手町12番1号に所在する事業所内
 - ・行橋市西宮市2丁目13番1号に所在する事業所内
 - ・久留米市田主丸町吉本1番地に所在する事業所内
 - ・朝倉市平塚261番地1号に所在する事業所内
- 及び別添地図のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成24年4月1日から実施予定（平成24年4月1日以降順次設備取得予定）

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別紙 1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【2／9】

1 特定国際戦略事業の名称

＜＜環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築
(再生可能エネルギー等関連機器開発・生産拠点推進事業)＞＞(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において再生可能エネルギー等の利用に関する製品の研究開発・生産に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
世界各国の環境関連ニーズに対応した製品をアジアから広く世界に展開するため、再生可能エネルギー等の利用に関する製品(太陽光・風力発電用コンバータ等)の研究開発・生産を行う。

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第1項第3号 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスその他化石燃料以外のエネルギー源のうち、
永続的に利用できると認められるものの利用に係る研究開発又は供給に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する
目標を達成するための位置付け及び必要性

アジアをはじめ世界では、再生可能エネルギー(太陽光、風力など)を利用した発電が急速に拡大しており、国内においても低炭素社会の実現に向け、市場の拡大が期待されている。今後、わが国の再生可能エネルギー等関連産業がグローバルに展開していくためには、エネルギーの発電効率を高めるなど高機能な関連機器等の研究開発・生産を図っていく必要がある。

このため、特別区域内において関連企業の高い技術を活かし、再生可能エネルギーの発電関連機器など環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品の研究開発・生産拠点を構築する事業を実施する。

当該事業区域における再生可能エネルギー発電関連機器の研究開発・生産体制の充実・強化を図り、当区域における研究開発・生産の拠点化をさらに進めることで、国内の再生可能エネルギー関連産業の国際競争力の強化に大きく寄与するものである。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
○再生可能エネルギー等の利用に関する製品（太陽光・風力発電用コンバータ等）を研究開発・生産するための施設・設備
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
・北九州市八幡西区黒崎城石 2 番 1 号に所在する事業所内
・北九州市八幡東区前田北洞岡 2 番 3 号に所在する事業所内
・北九州市小倉北区大手町 1 2 番 1 号に所在する事業所内
・行橋市西宮市 2 丁目 1 3 番 1 号に所在する事業所内
及び別添地図のとおり
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成 24 年 4 月 1 日から実施予定（平成 24 年 4 月 1 日以降順次設備取得予定）

別紙 1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【3／9】

1 特定国際戦略事業の名称

＜＜環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築
(環境配慮型高機能製品開発・生産拠点推進事業)＞＞(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において省エネ・省資源など環境に配慮した製品の研究開発・生産に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
世界各国の環境関連ニーズに対応した製品をアジアから広く世界に展開するため、省エネ・省資源など環境に配慮した製品（産業用ロボット、高効率ロボット等）の研究開発・生産を行う。
- b) 施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第 1 項第 6 号 発光ダイオード若しくは有機物を光源とする電球若しくは照明器具、エネルギーの消費量との対比における性能が優れているヒートポンプその他エネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備であつて、先進的な技術を用いたものの研究開発又は製造に関する事業
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
内需の伸び悩みに加え、歴史的な円高の進行や電力供給の不安など、産業の空洞化とそれに伴う雇用喪失への懸念が高まっている。一方、アジアでは急速な経済成長を背景に環境と経済発展の両立を図ることが求められており、環境問題は世界共通の課題として今後ともアジアはもとより全世界において省エネ・省資源など環境に配慮した製品への需要が増大すると期待されている。
今後、国内産業の競争力を強化し空洞化を防ぐためには、わが国が持つ高度な省エネ・創エネ技術等を活用し、アジア、世界のニーズに応える環境配慮型高機能製品、高コストパフォーマンス製品を研究開発・生産することが必要である。
当特別区域内における省エネや省資源などに大きく寄与するパワー半導体等のグリーンデバイスやロボットなどの開発生産体制の充実・強化を図ることで、その集積の拠点化をさらに進め、関連産業の国際競争力の強化に大きく寄与するものである。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
○省エネ・省資源など環境に配慮した製品（産業用ロボット、高効率ロボット等）を研究開発・生産するための施設・設備
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
・北九州市八幡西区黒崎城石 2 番 1 号に所在する事業所内
・北九州市八幡東区前田北洞岡 2 番 3 号に所在する事業所内
・北九州市小倉北区大手町 1 2 番 1 号に所在する事業所内
・行橋市西宮市 2 丁目 1 3 番 1 号に所在する事業所内
及び別添地図のとおり
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成 24 年 4 月 1 日から実施予定（平成 24 年 4 月 1 日以降順次設備取得予定）

別紙 1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【4／9】

1 特定国際戦略事業の名称

＜＜環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築
(グリーンデバイス関連製品開発・生産拠点推進事業)＞＞(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内においてグリーンデバイス関連製品の研究開発・生産に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

世界各国の環境関連ニーズに対応した製品をアジアから広く世界に展開するため、ロボット、ハイブリッド自動車及び太陽光発電設備等を含む各種産業用機器のさらなる消費電力低減に寄与する低電力損失パワーモジュールの研究開発・生産を行う。

パワーモジュールは、半導体素子を組み合わせてパッケージ化した、電力の通電・遮断を制御するための装置であり、各種産業用機器の電力系統における必須部品である。本事業では、下記先進技術および次世代技術を用い、電力損失の少ないパワーモジュールを実現する。

先進技術としては、パワーモジュールに用いるシリコン半導体素子の通電・絶縁を行う層の厚みを、従来品に比し1～3割程度薄くする技術革新等により、半導体素子の電気抵抗を従来品に比し引き下げることで、電力損失を1～3割程度引き下げる。本半導体素子を用いることにより、従来品に比し1～3割程度電力損失を低減したパワーモジュールを製造する。

また、次世代技術としては、パワーモジュールに用いる半導体素子の素材にシリコンカーバイドを用いて、半導体素子の通電・絶縁を行う層の厚みを、従来一般に使用されているシリコンの1/10程度まで薄くする技術等を活用し、電気抵抗を引き下げ電力損失を低減する。素材としてのシリコンカーバイドは耐電圧が高く、薄くしても通電により素材が壊れにくいという特性を有する一方で、これを用いて半導体素子を形成するには従来よりも高い温度での熱処理が必要で、かつ非常に硬く加工が困難という欠点があった。これに対し、高い温度での熱処理や硬い素材を加工する技術革新によりシリコンに替えて利用することが可能となったため、シリコンカーバイドを活用した半導体素子及びそれを用いたパワーモジュールの開発・製造を行う。本方式により半導体素子の電気抵抗をさらに引き下げ、電力損失を7割程度引き下げる。また、本半導体を用いることにより、従来品に比し7割程度電力損失の少ないパワーモジュールを実現する。

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第1項第6号 発光ダイオード若しくは有機物を光源とする電球若しくは照明器具、エネルギーの消費量との対比における性能が優れているヒートポンプその他エネルギーの使用の

合理化に資する機械又は設備であつて、先進的な技術を用いたものの研究開発又は製造に関する事業

第3項第3号 半導体素子、半導体集積回路の改良に係る技術その他先進的な技術を用いた半導体の研究開発又は製造に関する事業

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

世界的な低炭素社会実現への取組強化の影響により、家電、鉄道、エレベーターなど幅広い産業製品や生産設備の省エネ化が進んでいる。さらに、ハイブリッド車や電気自動車に代表される環境対応車、太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの普及が見込まれており、様々な機器の低消費電力・高効率化に必要なパワー半導体等のグリーンデバイスの需要が急速に拡大している。

今後、わが国のグリーンデバイス関連産業等がグローバル競争を勝ち抜くためには、世界各国の省エネのニーズに対応する高機能なグリーンデバイス関連製品の研究開発・生産を図っていく必要がある。

このため、特別区域内において関連企業の高い技術力を活かし、グリーンデバイスなどの環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品の研究開発・生産拠点を構築する事業を実施する。

当該事業区域におけるグリーンデバイス関連製品の開発・生産体制の充実・強化を図り、当区域における研究開発・生産の拠点性をさらに高めることで、国内のグリーンデバイス関連産業の国際競争力の強化に大きく寄与するものである。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

○半導体素子及びパワーモジュールの開発・製造設備及び設計・技術棟

薄厚加工技術等を用いたシリコン半導体素子の開発・製造、硬素材を加工する技術等を用いたシリコンカーバイド半導体素子の開発・製造、及びこれら半導体素子を用いたパワーモジュールの開発・製造に必要な設備等を設置する。

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

・福岡市西区今宿東1丁目1番1号に所在する事業所内
及び別添地図のとおり

- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成24年7月1日から実施予定（平成24年7月1日以降順次設備取得予定）

別紙 1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【5／9】

1 特定国際戦略事業の名称

<<スマートコミュニティ創造事業>>（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内においてスマートコミュニティ関連のシステム及び機器の研究開発・実証に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

世界各国の環境関連ニーズに対応した製品をアジアから広く世界に展開するため、情報通信技術を活用し、地域単位での電力供給の最適化に寄与する下記のスマートコミュニティ関連システムの研究開発・実証を行う。

- ①情報通信網（インターネット等）を利用して、家庭、ビル、工場等の施設や太陽光発電等の発電設備から情報を収集し、地域のエネルギーの需給状況を把握しながら、最適なエネルギーマネジメントを促す「地域節電所（CEMS:Community Energy Management System）」
- ②家庭内に設置し、その電力制御を自動で行う「HEMS（Home Energy Management System）」
- ③ビル内に設置し、その電力制御を自動で行う「BEMS（Building and Energy Management System）」
- ④工場に設置し、自然エネルギーと工場特有の電力変動を吸収して電力の安定を確保する「FEMS（Factory Energy Management System）」等

b) 施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第 1 項第 4 号 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

エネルギーの消費が増大し、地球温暖化が深刻化する中、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、エネルギーの消費を最小限に抑えていく社会の構築が求められている。

自然条件に左右される再生可能エネルギーを、安全に安定的な電力として利用するには克服すべき課題が多いため、情報通信技術を活用し、再生可能エネルギーを始めとした電力の効率的な利用を実現するスマートコミュニティへのニーズが高まっており、今後、急激な市場の拡大が見込まれている。

このため、スマートコミュニティの実用化に向け、わが国が持つ高度な電力送配電技術基盤や制御技術等を活かし、スマートコミュニティ関連のシステム及び機器の研究開発・実証を実施する。

当該事業区域におけるスマートコミュニティ関連のシステム及び機器の研究開発・実証体制の充実・強化を図り、当区域における研究開発・実証の拠点化をさらに進めることで、国内のスマートコミュニティ関連産業の国際競争力の強化に大きく寄与するものである。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

○スマートコミュニティ関連のシステムのうち、BEMS の研究開発・実証を行うために必要となる設備一式

本特定事業を実施するに際し、BEMS の研究開発、実証を行う事業者が、①CEMS とのやり取りやビル全体の情報管理を行うサーバ、②電力の需給状況等を踏まえ機器の動きを制御するシーケンサー、③電気自動車への充電や電気自動車に蓄積されている電力を活用するマルチ充放電システム、などで構成する研究開発・実証用 BEMS 設備一式を自社ビル内に設置する。

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

・北九州市八幡東区東田 1 丁目、東田 2 丁目、東田 3 丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部の区域に所在する事業所内及び別添地図のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成 24 年 7 月 1 日から事業実施予定（平成 24 年 7 月 1 日以降順次設備取得予定）

別紙 1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【6／9】

1 特定国際戦略事業の名称

<<資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成（レアメタルリサイクル推進事業）>>（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内においてレアメタル等希少資源のリサイクルに関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

自動車や電気・電子機器等、我が国の主要製造業において、環境性能の向上や省電力化、小型・軽量化、耐久性向上等の機能を実現するために不可欠な素材であるレアメタル（希少金属）の確保を図るため、使用済み製品及び溶融飛灰等を原料としたレアメタル再資源化（回収）の実証及び事業を行う。

○航空機ジェットエンジン用タービンプレードの原料であるスーパーアロイ（超合金）を原料としたレアメタル再資源化実証

使用済みとなったスーパーアロイからレニウム、タングステン、タンタルの湿式処理による分離回収実証により、回収条件の最適化、効率化を図る。このスーパーアロイは、数種類のレアメタルを添加し、耐熱性、耐腐食性、強度強化等を向上させているが、こうした特性により、リサイクルには高いエネルギーを必要とするため、採算に乗らず分離回収は困難とされてきた。当事業においては、酸によりニッケル・コバルト・クロム等を溶解し、レニウム、タングステン、タンタル含有残渣を回収した後、酸によりレニウムを抽出する。さらにレニウムを抽出した残渣は中和処理した後、乾燥工程を経て、酸化処理によりタングステンを抽出する。この方法により、海外では敬遠されるレニウムの含有割合の低いスーパーアロイからのレアメタルリサイクルを事業化する。さらにタングステン抽出後の残渣は、アルカリ分を除去した後、固液分離回収し、タンタル濃縮物として回収する。

○使用済み超硬工具を原料としたレアメタル再資源化実証

ダイスやロールといった比較的大きな使用済み超硬工具をイオン溶解法でタングステンカーバイド粉末に再生し、再び超硬工具の原料としてサプライチェーンを構築するものである。使用済み超硬工具のリサイクルには、化学処理法や亜鉛蒸留法といった手法が広く用いられているが、化学処理法は高品質の再生原料が製造できる反面、コスト・環境負荷が非常に高いという特性を持ち、亜鉛蒸留法は低コストである反面、再生される原料が限定的であるという特性を持つ。今回の事業で

用いるイオン溶解法は、両者の中間の位置づけにある手法で、処理コスト・環境負荷を低減しつつ、高品質の再生原料が回収できるというメリットを持つ。具体的には、使用済み超硬工具を塩酸に浸し、電解処理を用いることにより、バインダー（結合）成分であるコバルトを効率的に溶解させ、レアメタルを再資源化するものであり、技術的な課題を研究レベルでは克服している。当事業では、事業化を想定した設備により、スケールアップによって発生する課題の抽出・克服、タングステンカーバイド粉末の精密粒子径制御に向けた生産条件の確立等を目指した実証を行う。

○小型電子家電等を原料としたレアメタル再資源化実証

使用済みとなった小型家電、フラットテレビ、車などに含まれる電子回路基板ないしその粉碎産物から、湿式精錬によりレアメタル、貴金属を含む有用金属を回収（再資源化）するものである。当事業では、過熱水蒸気（《非公表》）により、基板のはんだを溶解し、電子部品を回収した後、再度、電子部品を過熱水蒸気にて処理し、パラジウム、金、銀を回収する。さらに残った電子部品を塩化鉄液につけ、高純度の鉄粉と化学反応を起こさせ、ニッケルや銅を回収する。これにより電子部品からレアメタル（パラジウム、ニッケル等）や貴金属（金、銀、銅等）を高品位、高回収率で回収することができる。このシステムは、金属や有機物で構成されているその他の多くの廃棄物に対しても応用が可能であり、加えて、湿式精錬によるレアメタルリサイクル事業は、小規模でも採算性が確保されることから、事業化を目指した実証を行う。当面は数トン/月ベースで実証を行い、将来的には北九州エコタウンでの操業を目指す。

○廃リチウムイオン電池からのレアメタル再資源化実証

EV車、HV車及び建機等に用いられているリチウムイオン電池から、レアメタル及び有価金属を回収（再資源化）する実証を行う。当事業において、リチウムイオン電池から正極材に含まれているリチウム、ニッケル、コバルト、マンガン等のレアメタルを高効率にて濃縮するとともに、アルミニウム、鉄等の有価金属も回収可能な破碎・選別条件を選定し、物理選別による最適な回収プロセスを開発する。また、物理選別により回収した金属から、湿式選別によりレアメタルを分離・精製し、リサイクル可能な形態で回収するプロセスの開発を行うことで、リチウムイオン電池のリサイクルの事業化を目指す。

○溶融飛灰等の焼却灰からのレアメタル等再資源化

溶融飛灰及び製鋼煙灰等に含まれる重金属や希少金属を半溶融炉で熔錬・溶融処理し、セメント原料等に用いられるスラグと、インジウム等を含む粗酸化亜鉛、金、銀、銅など貴金属を含む銅マットとに分離して再資源化するものである。

飛灰等の溶融処理にあたっては、その前段で粘結剤を用いて製団鉱化を行うが、従来は、製団機、

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

養生設備の内壁に付着しやすく、リサイクル効率を下げる要因となっていた。これを解消するため、製団設備、養生設備等を新たに追加し、レアメタル等リサイクルの高効率化を図る。具体的には、製団工程に新たに予圧製団機を設置し、既設の製団機と合わせ二段階で製団を実施することにより、粘結剤の使用量を削減する。また、粘結剤の減少により製団鈰の強度が低くなるが、養生期間を増加させることで従前の強度を確保する。併せて、付着しにくい、耐熱性が高い、劣化しにくいといった特徴を持たせたゴム素材を製団機及び養生設備の内壁に被覆させることで、付着による処理量の低下を防止し、効率的なレアメタル等の回収を行う。

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第1項第7号 希少金属の回収又はこれらに代替する物質の製造若しくは研究開発に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

レアメタルは、自動車、電気・電子機器等の製造に不可欠な素材であり、我が国の産業競争力の要となる資源であるが、特定産出国からの輸入に依存しており、希少性・偏在性・代替困難性が高く、供給リスクや価格が乱高下するリスクを常に抱えている。近年では、レアアースの世界供給の約97%を占める中国によるレアアース輸出枠の削減や新興国の経済成長による需要の拡大等により、レアメタル価格は高騰し、その確保は国家的な課題となっている。政府は、平成21年に策定した「レアメタル確保戦略」において、レアメタル確保に向けた4本柱として、「海外資源確保」、「代替材料の開発」、「備蓄」に加え、「リサイクル」による国内資源循環を位置づけている。

その中でも、即効性のある解決策としては、海外に偏在する鈰石ではなく、国内に存在している使用済み製品からレアメタルを抽出し有効利用することが第一である。

当該事業区域において、レアメタルのリサイクル技術の確立を図ることは、レアメタル確保に加え、我が国の産業競争力の強化に大きく寄与するものである。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

○レアメタルリサイクル実証の用に供する製造設備等

- ・スーパーアロイ（超合金）からレニウム、タングステン、タンタル等のレアメタルを回収するために必要な設備等
- ・使用済み超硬工具からタングステン等のレアメタルを回収するために必要な設備等
- ・小型電子家電等からパラジウム、ニッケル等のレアメタルを回収するために必要な設備等
- ・廃リチウムイオン電池からリチウム、ニッケル、コバルト、マンガン等のレアメタルを回収するために必要な設備等
- ・溶融飛灰等に含まれるインジウム、金、銀、銅等のレアメタル等を回収するために必要な設備等

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

- ・北九州市若松区響町1丁目の一部
- ・北九州市若松区北浜2丁目の一部
- ・京都郡苅田町長浜町の一部

及び別添地図のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成24年12月1日から事業実施予定（平成24年12月1日以降順次設備取得予定）

別紙 1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【7／9】

1 特定国際戦略事業の名称

<<グリーンイノベーション研究拠点の形成（次世代燃料電池開発・生産拠点推進事業）>>
（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において高効率発電が可能である次世代燃料電池の研究開発・生産に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a）当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

大学等がもつ世界最先端の研究シーズを産学官が連携し、成長産業へ結びつけ、さらに多数の実証フィールドを活かし製品化へつなげるグリーンイノベーションを主導する開発拠点を形成し、世界各国の環境関連ニーズに対応した製品をアジアから広く世界に展開するため、省エネ・省資源に寄与する高効率発電が可能である次世代燃料電池（固体酸化物形燃料電池（SOFC））及び関連製品の研究開発・生産を行う。

○固体酸化物形燃料電池（SOFC）の研究開発

固体酸化物形燃料電池は、電解質にセラミックスのジルコニアに少量のイットリアを添加した安定ジルコニア（YSZ）を用いる。ジルコニアにイットリアを添加することによって、酸化物イオンの伝導性が良くなり、安定する。この電解質を1,000℃程度の高温にすると酸化物が固体中を容易に移動するようになる。運転温度が高いため、排熱が利用しやすく、電池構成材料はすべて固体でできていることから、シンプルで高い発電効率、出力1MW以下の領域で50～70%の発電効率を誇る。燃料は天然ガス、メタノール、ナフサのほか、一酸化炭素を含む石炭ガスも利用可能である。都市ガス、灯油も燃料にできるため、インフラを新たに整える必要がないことから、家庭用などの小規模発電システムから大規模火力代替システムまで広い適応性を持つ。

固体酸化物形燃料電池の本格普及に向けて、世界最高クラスの高い出力密度、高効率発電を実現するとともに、低コスト化、劣化低減・長期信頼性の確立等を目指し研究を行う。

b）施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第1項第5号 先進的な技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の研究開発又は製造に関する事業

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

アジアでは急速な経済成長を背景に大量にエネルギーを消費するようになり、エネルギーの確保に対する意識がこれまで以上に高まっている。また、二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの排出による地球温暖化問題への国際的な関心の高まりなど、経済発展とエネルギー、地球環境のバランスをいかに保つかが喫緊の課題となっている。今後、アジアはもとより全世界において省エネ・省資源に寄与する高効率発電が可能である次世代燃料電池への需要が増大すると期待されている。

今後、わが国のエネルギー産業がグローバル競争を勝ち抜くためには、わが国が持つ高度な研究シーズを活かし、アジア、世界のニーズに応える高効率発電を実現する次世代燃料電池及び関連製品の実用化に向けて研究開発・生産を進める必要がある。

固体酸化物形燃料電池（SOFC）の日本市場は2010年度では9.9億円であるが、2015年度には191.8億円、2020年には1,276億円が予測される。

当特別区域内に立地する九州大学次世代燃料電池産学連携研究センターを活用し、省エネや省資源などに大きく寄与する次世代燃料電池及び関連製品の研究開発・生産体制の充実・強化を図り、その拠点化をさらに進めることで、国内の次世代燃料電池関連産業の国際競争力の強化に大きく寄与するものである。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

○高効率発電及び長期耐久の確立が可能である次世代燃料電池(固体酸化物形燃料電池(SOFC))の研究開発・生産に関する施設・設備

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

・福岡市西区元岡の一部の区域、糸島市泊の一部の区域
及び別添地図のとおり

- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成26年3月から実施予定（平成26年3月以降順次設備取得予定）

別紙 1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【8／9】

1 特定国際戦略事業の名称

<<グリーンイノベーション研究拠点の形成（有機ＥＬ関連製品開発・生産拠点推進事業）>>
（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において有機ＥＬ関連製品の研究開発・生産に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

大学等がもつ世界最先端の研究シーズを産学官が連携し、成長産業へ結びつけ、さらに多数の実証フィールドを活かし製品化へつなげるグリーンイノベーションを主導する開発拠点を形成し、世界各国の環境関連ニーズに対応した製品をアジアから広く世界に展開するため、省エネ・省資源に寄与する有機ＥＬ関連製品の研究開発・生産を行う。有機ＥＬは、有機物に電圧をかけると有機物自体が発光する。薄い、軽い、発熱が少ないなどの特徴を持っており、次世代のディスプレイ用光源や照明用光源として期待されている。理論的には１ワットあたり 200 ルーメンという発光効率が可能であり、実現すれば蛍光灯の約半分の電力で同じ光量を得ることができる。太陽光に近い均一でムラのない柔らかい光は色の見え方が自然で、紫外線や赤外線を含まないため、目や肌などに優しいほか、水銀を使用しないなど環境負荷の低減につながるメリットもある。しかし、高い省エネ性能を発揮するためには、イリジウムなどのレアメタルの使用が必要であり、コスト上の課題が残っている。有機ＥＬの本格普及に向けて、世界最高クラスの高い発光効率を実現するとともに、低コスト化、劣化低減・長期信頼性の確立等を目指し研究開発・生産を行う。

b) 施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第 1 項第 6 号 発光ダイオード若しくは有機物を光源とする電球若しくは照明器具、エネルギーの消費量との対比における性能が優れているヒートポンプその他エネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備であつて、先進的な技術を用いたものの研究開発又は製造に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

アジアでは急速な経済成長を背景に大量にエネルギーを消費するようになり、エネルギーの確保に対する意識がこれまで以上に高まっている。また、二酸化炭素（ＣＯ２）など温室効果ガスの排出による地球温暖化問題への国際的な関心の高まりなど、経済発展とエネルギー、地球環境のバラ

ンスをいかに保つかが喫緊の課題となっている。今後、アジアはもとより全世界において省エネ・省資源に寄与する発光効率の高い有機ＥＬへの需要が増大すると期待されている。

今後、わが国のエネルギー産業がグローバル競争を勝ち抜くためには、わが国が持つ高度な研究シーズを活かし、アジア、世界のニーズに応える省エネ・省資源を実現する発光効率の高い有機ＥＬの実用化に向けて研究開発・生産を進める必要がある。

有機ＥＬの世界市場は 2012 年では 72 億ドルであるが、有機ＥＬ市場が本格化する 2015 年以降に大きく伸長し、2016 年には 200 億ドル超が予測される。

当特別区域内に立地する有機ＥＬ研究で世界を牽引する九州大学「最先端有機光エレクトロニクス研究センター」等を活用し、省エネや省資源などに大きく寄与する有機ＥＬ関連製品の研究開発・生産体制の充実・強化を図り、その拠点化をさらに進めることで、国内の有機ＥＬ関連産業の国際競争力の強化に大きく寄与するものである。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

○高効率発光かつ低コスト、高耐久を実現するための有機ＥＬ関連製品の研究開発・生産に関する設備

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「２ 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

・福岡市西区九大新町の一部の区域

及び別添地図のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成 27 年 4 月 1 日から実施予定（平成 27 年 4 月 1 日以降順次設備取得予定）

別紙 1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【9／9】

1 特定国際戦略事業の名称

＜＜環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築
(発光ダイオード(LED)関連製品開発・生産拠点推進事業)＞＞(国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において発光ダイオード(LED)関連製品の研究開発・生産に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
- 世界各国の環境関連ニーズに対応した製品をアジアから広く世界に展開するため、高演色性・高輝度と低消費電力を実現する発光ダイオード(LED)関連製品の研究開発・生産を行う。
- LEDは従来の光源に比べて、省電力で寿命が長く、目的の波長の光を出すことができるなど優れた特徴を有し、液晶ディスプレイのバックライトや照明器具など多様な商品に使用されている。今後も光源としての市場拡大が見込まれており、ディスプレイにおいては4K・8Kなど高画質化や低消費電力化、照明においては高出力化や演色性の向上などが求められている。
- LEDの発光色について、ディスプレイのバックライトや照明に使用される白色光などLEDチップそのものでは得ることができない発光色については、青色LEDや近紫外LEDといったLEDと蛍光体を組み合わせて必要な発光色を得なければならないが、従来の蛍光体は、その特性から、演色性の低さや色のバラツキなどの課題がある。
- そのため、国立研究開発法人産業技術総合研究所から技術移転された「マイクロ空間化学技術」により、粒径が数～数十ナノメートル(ナノ:10億分の1)である「ナノ蛍光体」を平成23年度に開発し、高い色純度の蛍光色を自在に作ることを実現した。さらにそれらを組み合わせて高演色性・高輝度や省電力につながる発光色を作ることで、この課題の解消を図るものである。
- 本特区では、高い輝度と低消費電力などLEDのさらなる高性能化に資するナノ蛍光体の量産体制を確立して、LED関連製品の研究開発・生産を行う。
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
- 第1項第6号 発光ダイオード若しくは有機物を光源とする電球若しくは照明器具、エネルギーの消費量との対比における性能が優れているヒートポンプその他エネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備であって、先進的な技術を用いたものの研究開発又は製造に関する事業

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

アジアでは急速な経済成長を背景に大量にエネルギーを消費するようになり、エネルギーの確保に対する意識がこれまで以上に高まっている。また、二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの排出による地球温暖化問題への国際的な関心の高まりなど、経済発展とエネルギー、地球環境のバランスをいかに保つかが喫緊の課題となっている。今後、アジアはもとより全世界において省エネ・省資源に寄与するLEDへの需要が増大すると期待されている。

今後、わが国のエネルギー産業がグローバル競争を勝ち抜くためには、わが国が持つ高度な研究シーズを活かし、アジア、世界のニーズに応える省エネ・省資源を実現するLEDの研究開発・生産を進める必要がある。

ナノ蛍光体の量産体制を確立して市場に展開し、高い輝度と低消費電力などさらなるLEDの高性能化を図ることで、当区域における環境配慮型高機能製品の開発・生産拠点化をさらに進め、関連産業の国際競争力の強化に寄与する。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

○高演色性・高輝度や低消費電力などLEDの高性能化に資するLED関連製品（ナノ蛍光体等）を研究開発・生産するための施設・設備

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

・広川町大字藤田の一部の区域

及び別添地図のとおり

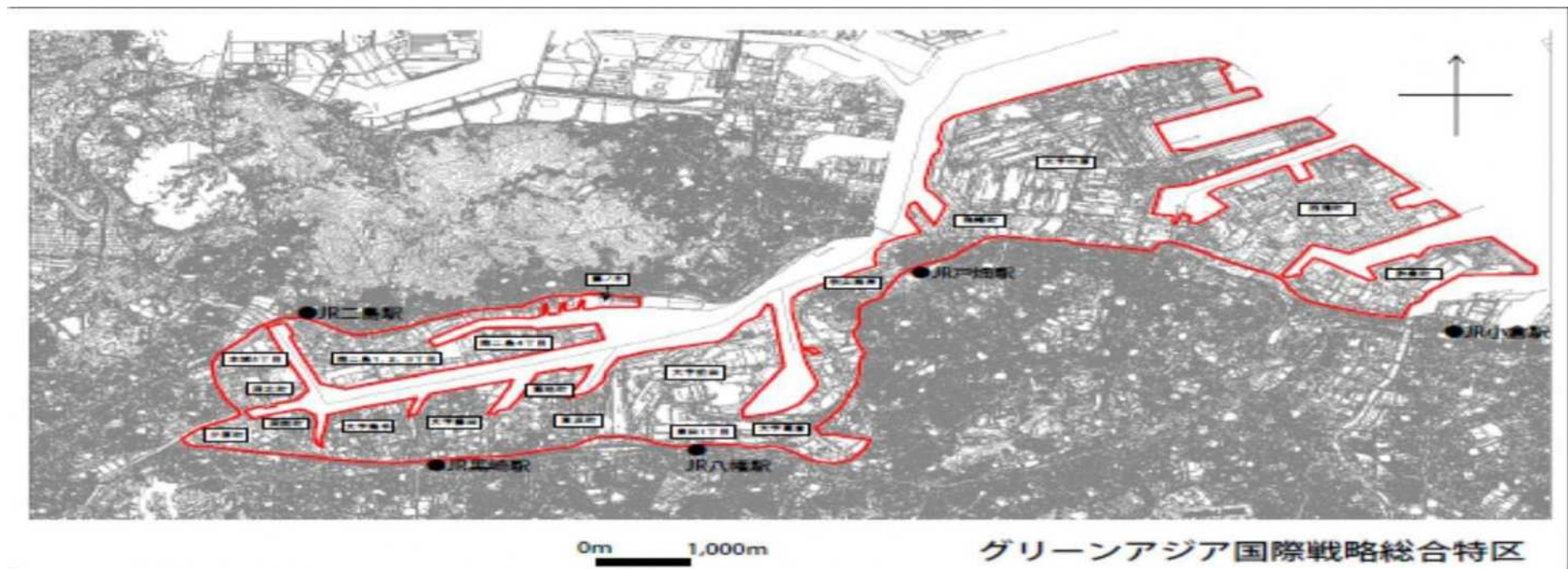
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成28年3月から実施予定（平成28年3月以降順次設備取得予定）

別紙 1－2 国際戦略総合特区設備等投資促進税制【1／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【2／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【3／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【5／9】の適用図

縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

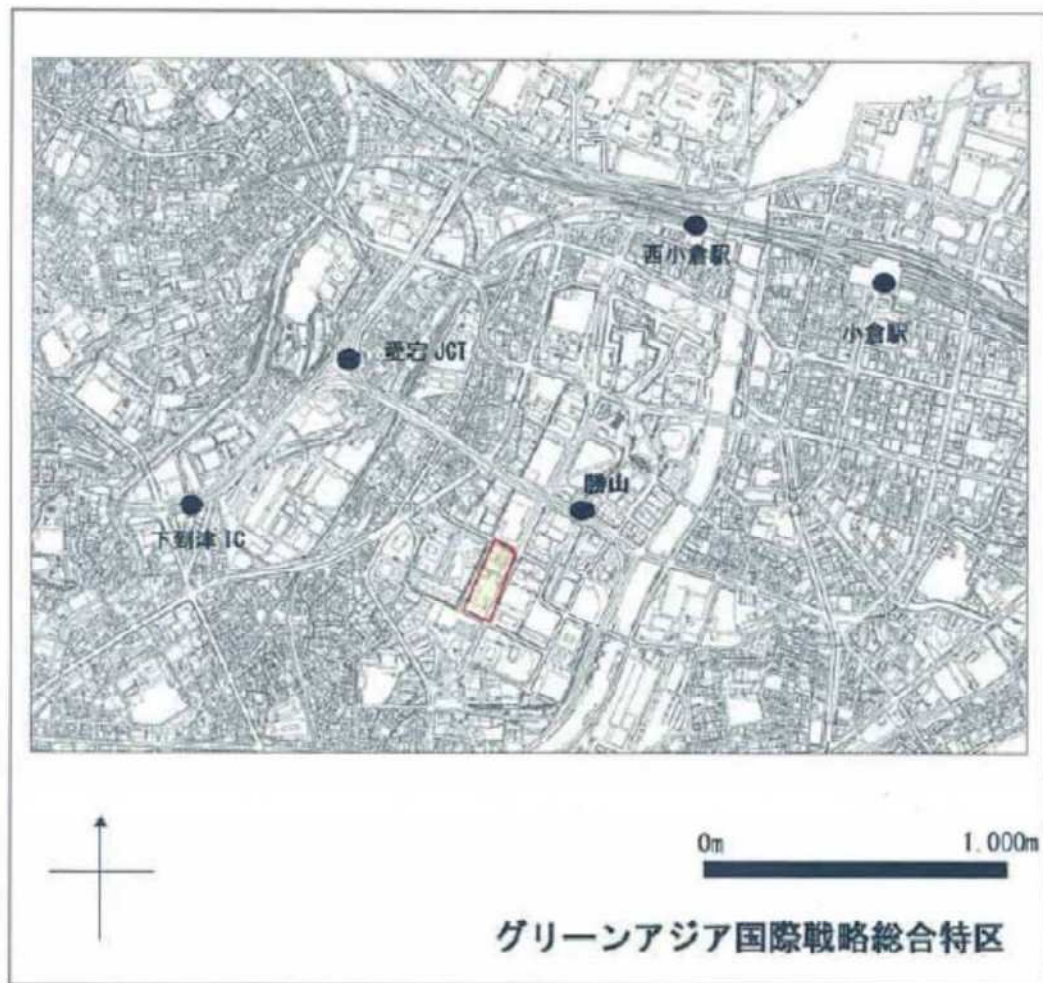
◆区域の範囲：福岡県北九州市小倉北区西港町のうち国道199号線により北側、許斐町、東港1丁目、2丁目、親和町、並びに若松区南二島1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに赤岩町、藤ノ木1丁目、2丁目及び3丁目並びに八幡東区東田1丁目、2丁目、3丁目及び5丁目、枝光2丁目、大字枝光、大字尾倉、大字前田並びに八幡西区黒崎城石1番1号、2号、2番1号、東浜町、築地町、屋敷1丁目、2丁目、舟町、田町1丁目、2丁目、夕原町、洞南町、洞北町、本城5丁目、大字藤田、大字前田並びに戸畑区飛幡町、大字中原、中原新町、川代1丁目、2丁目、北鳥旗町、南鳥旗町、元宮町、明治町、銀座1丁目、2丁目、牧山海岸、牧山新町、牧山4丁目、5丁目の区域



別紙 1－2 国際戦略総合特区設備等投資促進税制【1／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【2／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【3／9】の適用図

縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

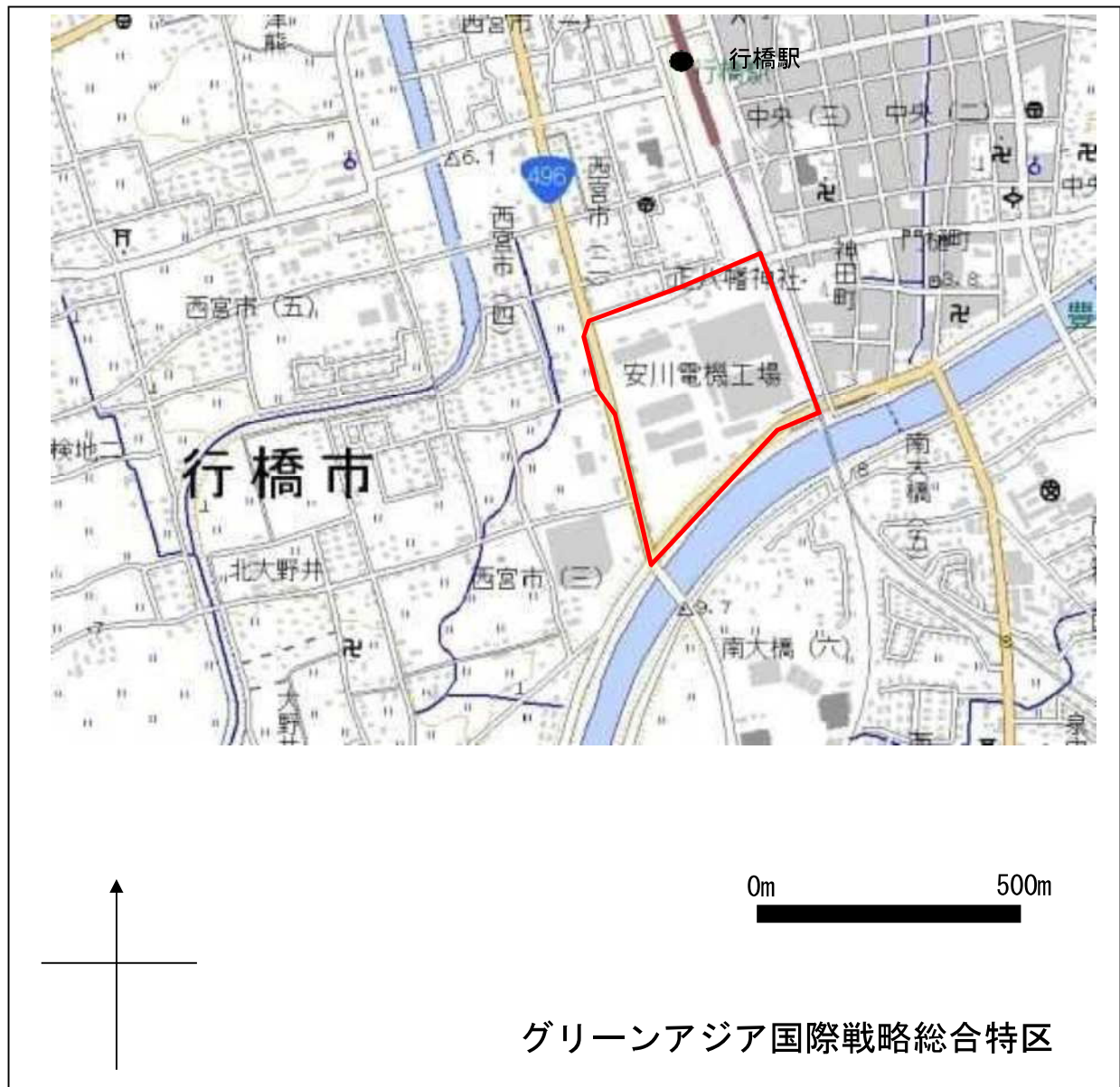
◆ 区域の範囲：福岡県北九州市小倉北区大手町 12 番 1 号の区域



別紙 1－2 国際戦略総合特区設備等投資促進税制【1／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【2／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【3／9】の適用図

縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県行橋市西宮市 2 丁目 1 3 番 1 号の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：福岡県北九州市小倉南区大字朽網の一部の区域

このページについては、事業の適正な執行に影響を及ぼすおそれがある
情報を含むことから、非公表といたします。

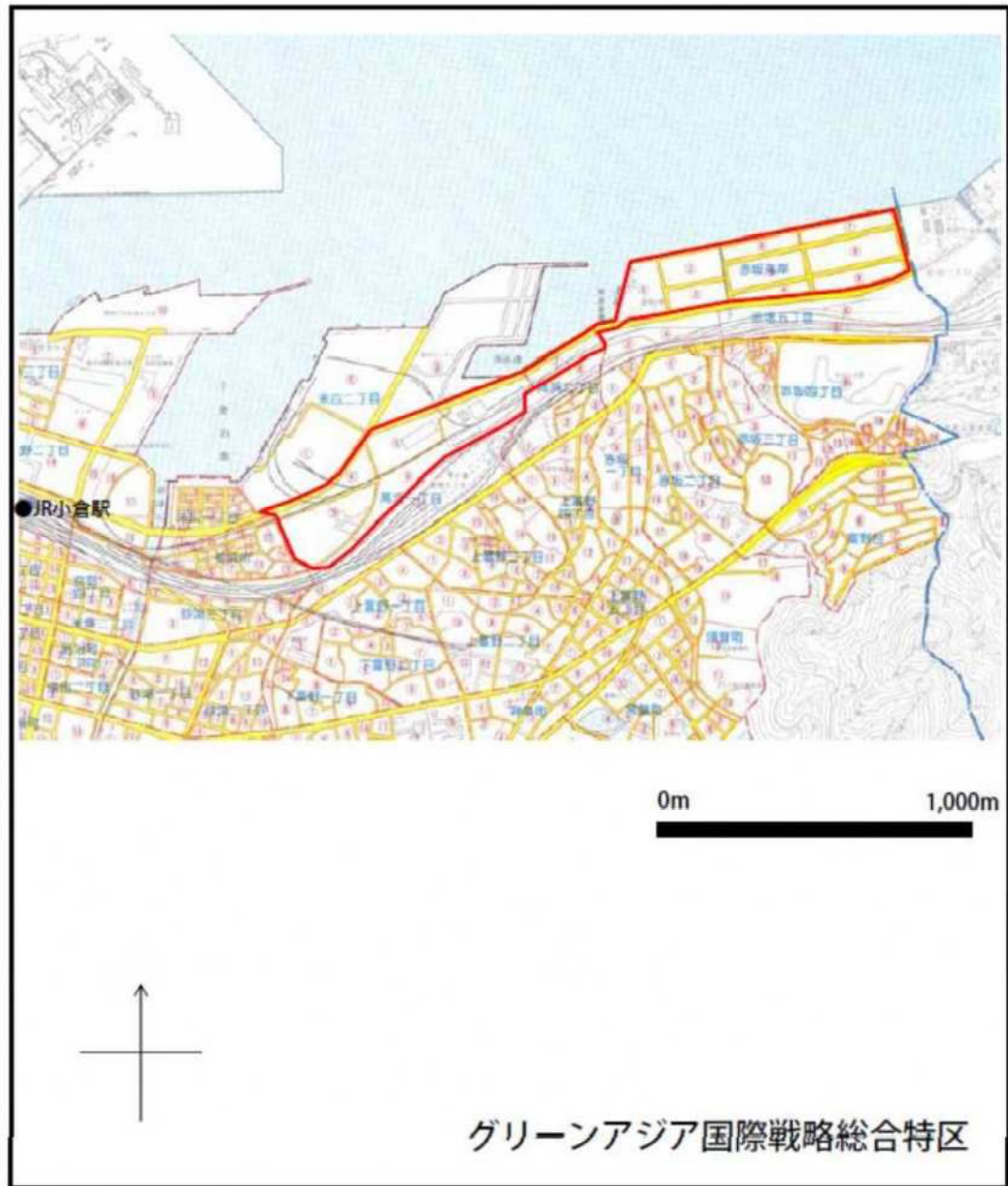
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：福岡県北九州市八幡西区小嶺 2 丁目の一部の区域

このページについては、事業の適正な執行に影響を及ぼすおそれがある
情報を含むことから、非公表といたします。

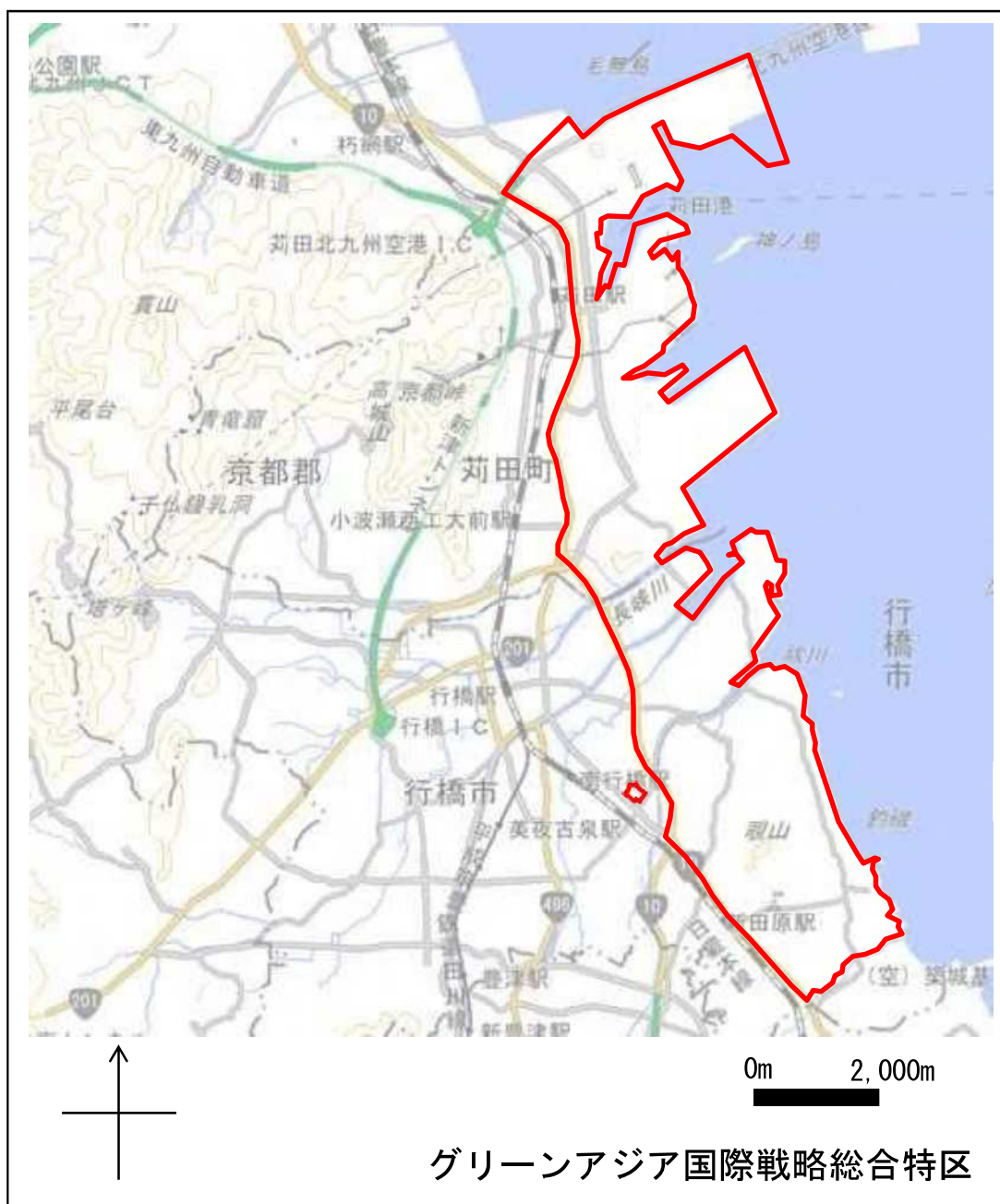
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県北九州市小倉北区赤坂海岸、高浜 1 丁目、2 丁目の一部の区域



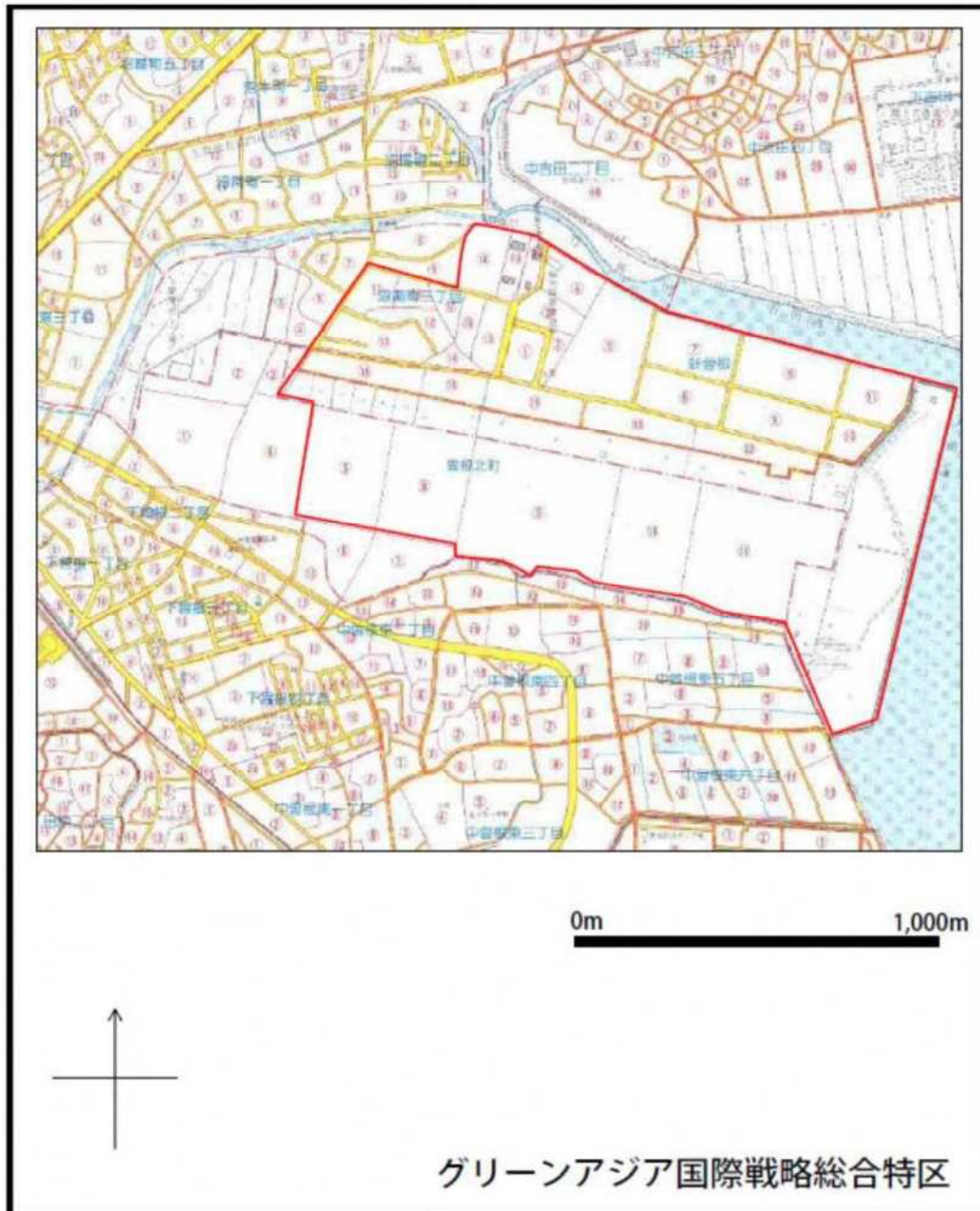
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：福岡県京都郡苅田町大字南原、大字浜町、大字下新津、大字尾倉、大字与原、大字二崎、長浜町、港町、新浜町、神田町、幸町、磯浜町、殿川町、富久町、松原町、大字苅田、若久町、大字松山、大字雨窪、鳥越町、鳥越町地先の一部の区域並びに行橋市大字蓑島、大字沓尾、大字元永、大字長井、大字真菰、大字馬場、大字今井、大字金屋、大字津留、大字高瀬、大字辻垣、大字道場寺、大字稻童、東大橋 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目及び 6 丁目の一部の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

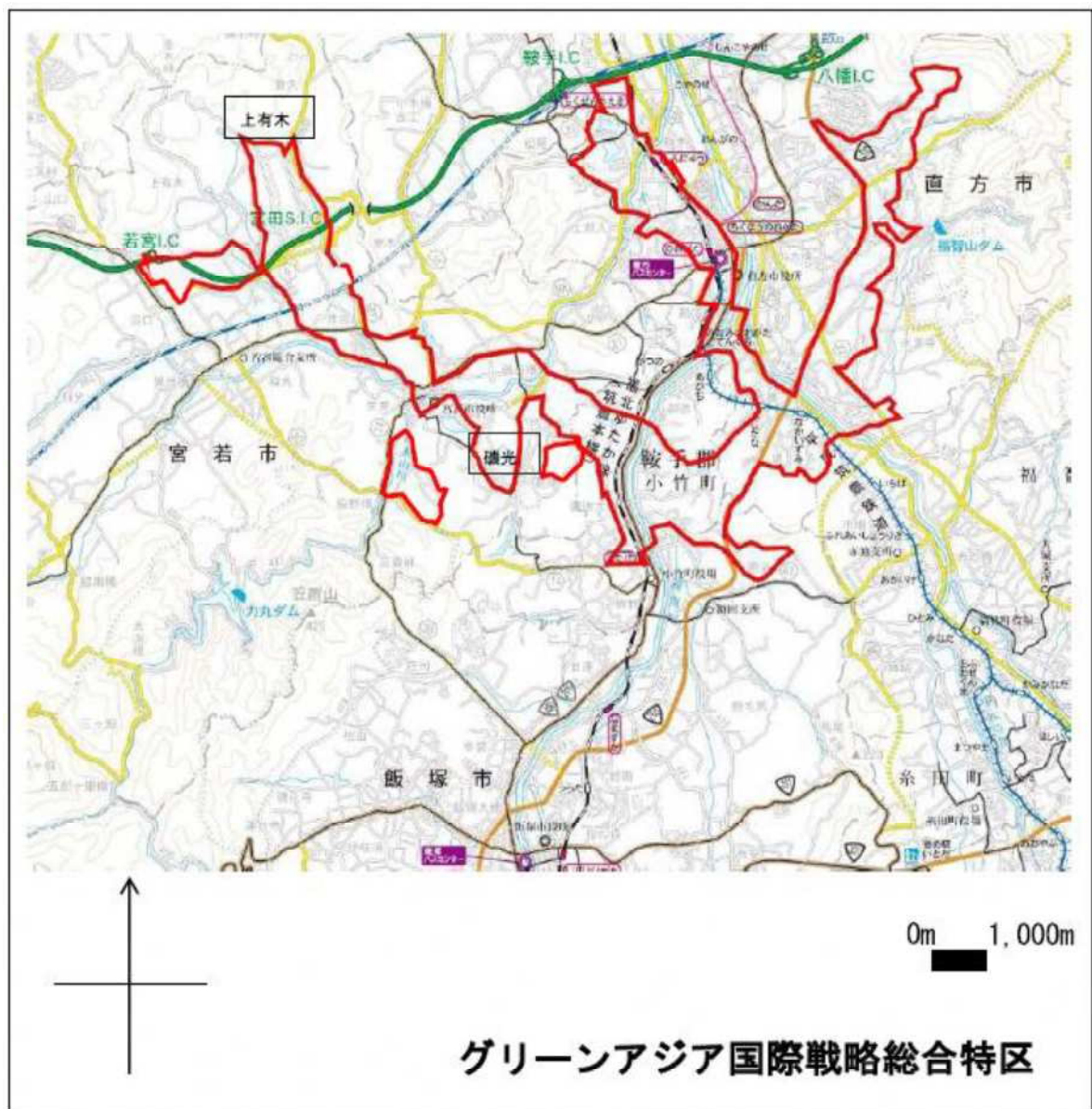
◆区域の範囲：福岡県北九州市小倉南区曽根北町、新曽根、大字曽根、沼南町3丁目の一部の区域



別紙 1－2 国際戦略総合特区設備等投資促進税制【1／9】の適用図
 国際戦略総合特区設備等投資促進税制【2／9】の適用図
 国際戦略総合特区設備等投資促進税制【5／9】の適用図

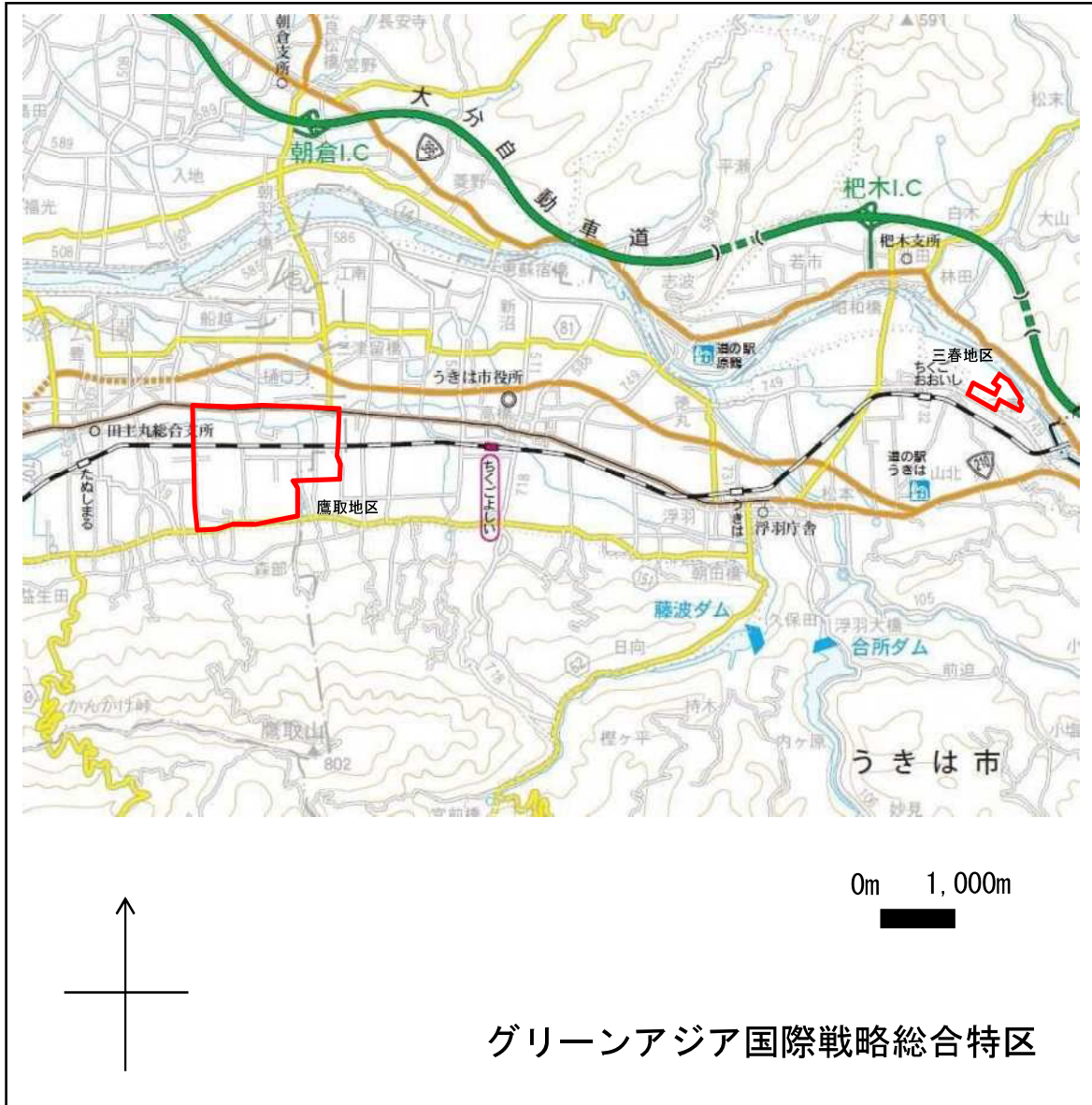
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：直方市大字植木、大字上新入、大字下新入、大字感田、大字知古、大字山部、大字直方、大字赤地、大字上境、大字下境、大字上頓野、大字頓野、大字畑、大字永満寺、大字中泉、湯野原 2 丁目、新知町、神正町、須崎町、古町、殿町、新町 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目、丸山町、溝掘 1 丁目及び 2 丁目の一部の区域並びに飯塚市勢田の一部の区域並びに宮若市倉久、四郎丸、上有木、下有木、沼口、龍徳、水原、芹田、長井鶴、宮田、本城、上大隈、磯光、鶴田の一部の区域並びに鞍手郡小竹町大字南良津、大字新山崎、大字御徳、大字勝野の一部の区域



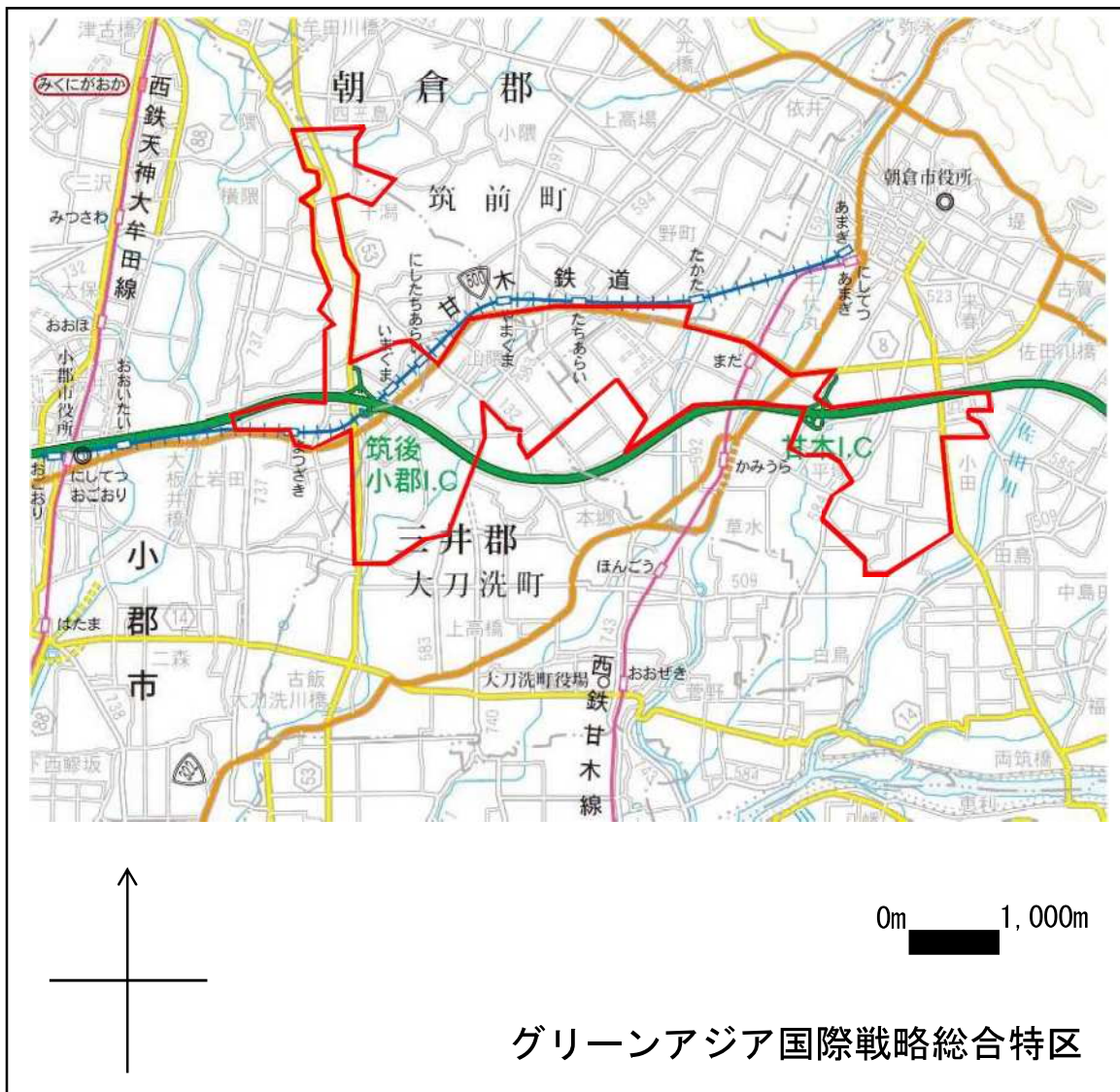
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：福岡県久留米市田主丸町秋成、田主丸町吉本、田主丸町鷹取、田主丸町森部、田主丸町殖木、田主丸町石垣の一部の区域並びに、うきは市吉井町鷹取、浮羽町三春の一部



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：福岡県小郡市干潟、乙隈、井上、上岩田、松崎、今隈、立石の一部の区域並びに朝倉市小田、一木、平塚、馬田、上浦、下浦、中原、甘木、屋永、小隈、中寒水の一部の区域並びに朝倉郡筑前町原地蔵、山隈、四三嶋、高田の一部の区域並びに三井郡大刀洗町高樋、鶴木、山隈、下高橋の一部の区域



別紙 1－2 国際戦略総合特区設備等投資促進税制【1／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【2／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【4／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【6／9】の適用図

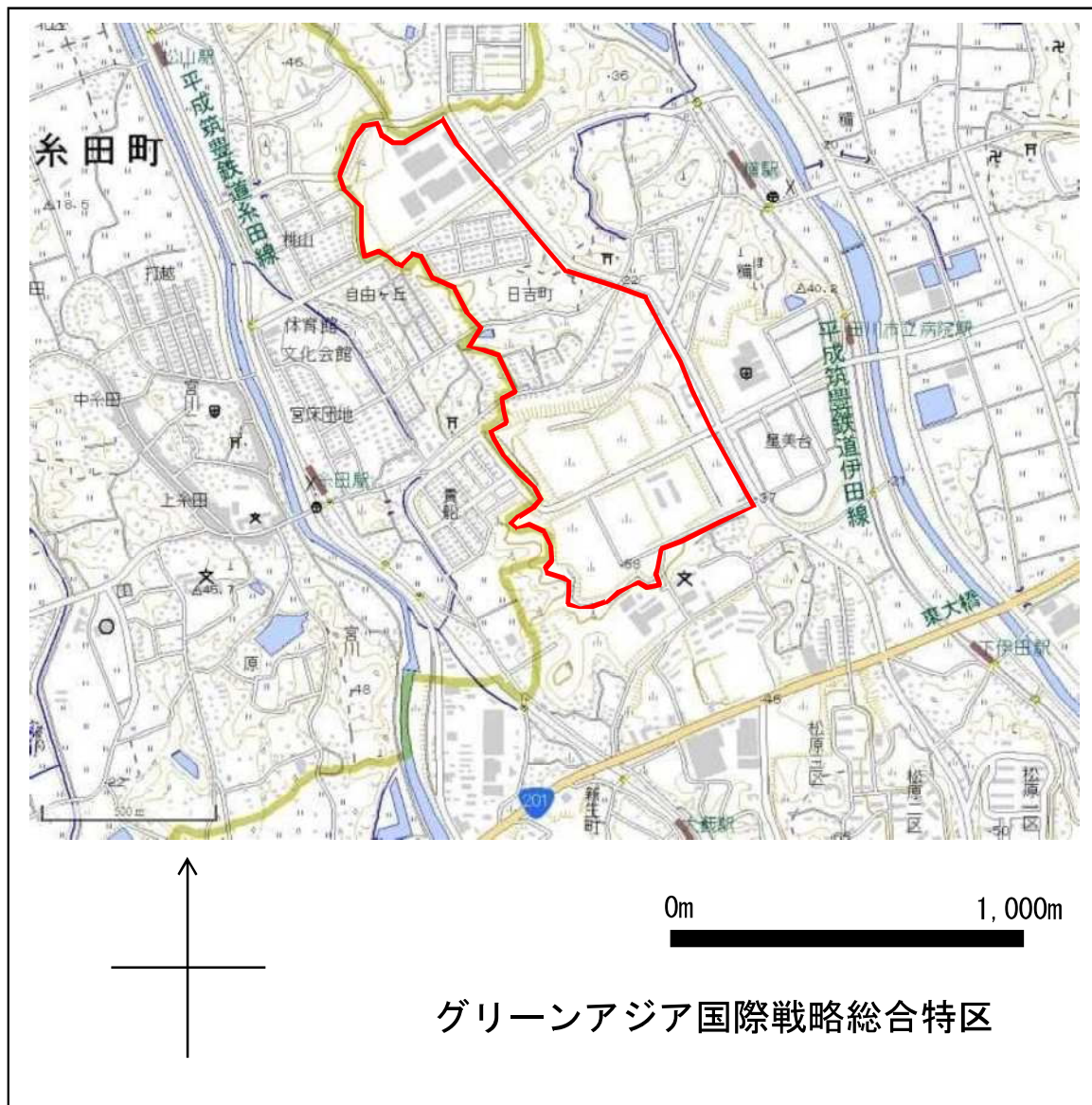
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：福岡県大牟田市大字唐船、大字手鎌、新開町、北磯町、健老町、浜田町、西浜田町、西港町、入船町、高砂町、三川町、浪花町、四山町、城町、浜町、西新町、大黒町、新港町、早米来町、岬町、浅牟田町、合成町、八尻町、東泉町、稲荷町、亀谷町、東宮浦町、西宮浦町、焼石町、三坑町、宮山町、大浦町、瓦町、末広町、早鐘町、新勝立町、天道町の一部の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：田川市大字糺の一部の区域

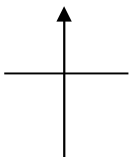


縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県中間市上底井野３１９番地の４の区域



0m 500m



グリーンアジア国際戦略総合特区

縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県福岡市西区今宿東 1 丁目 1 番 1 号の区域



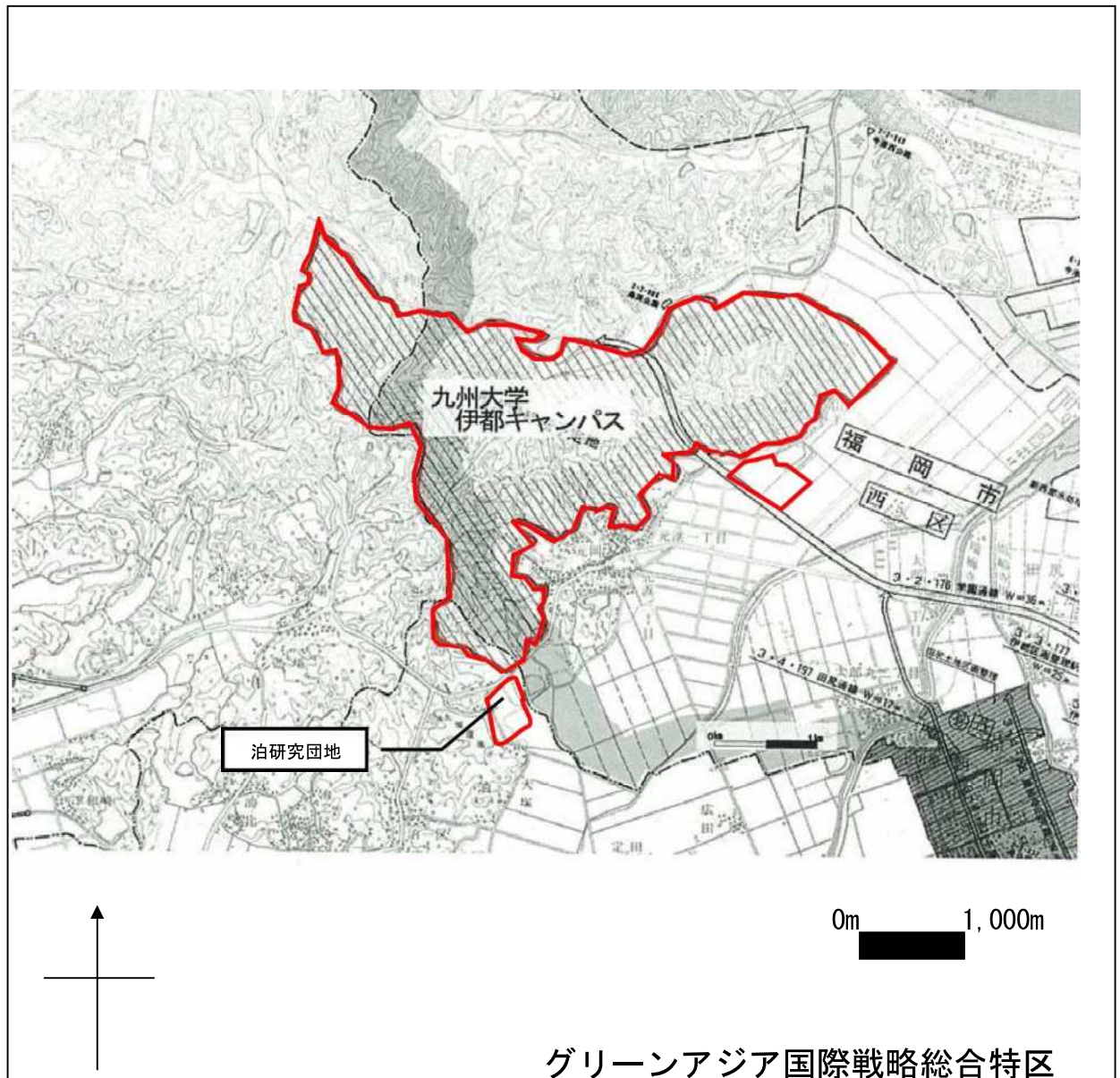
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

-

別紙 1－2 国際戦略総合特区設備等投資促進税制【7／9】の適用図
国際戦略総合特区設備等投資促進税制【8／9】の適用図

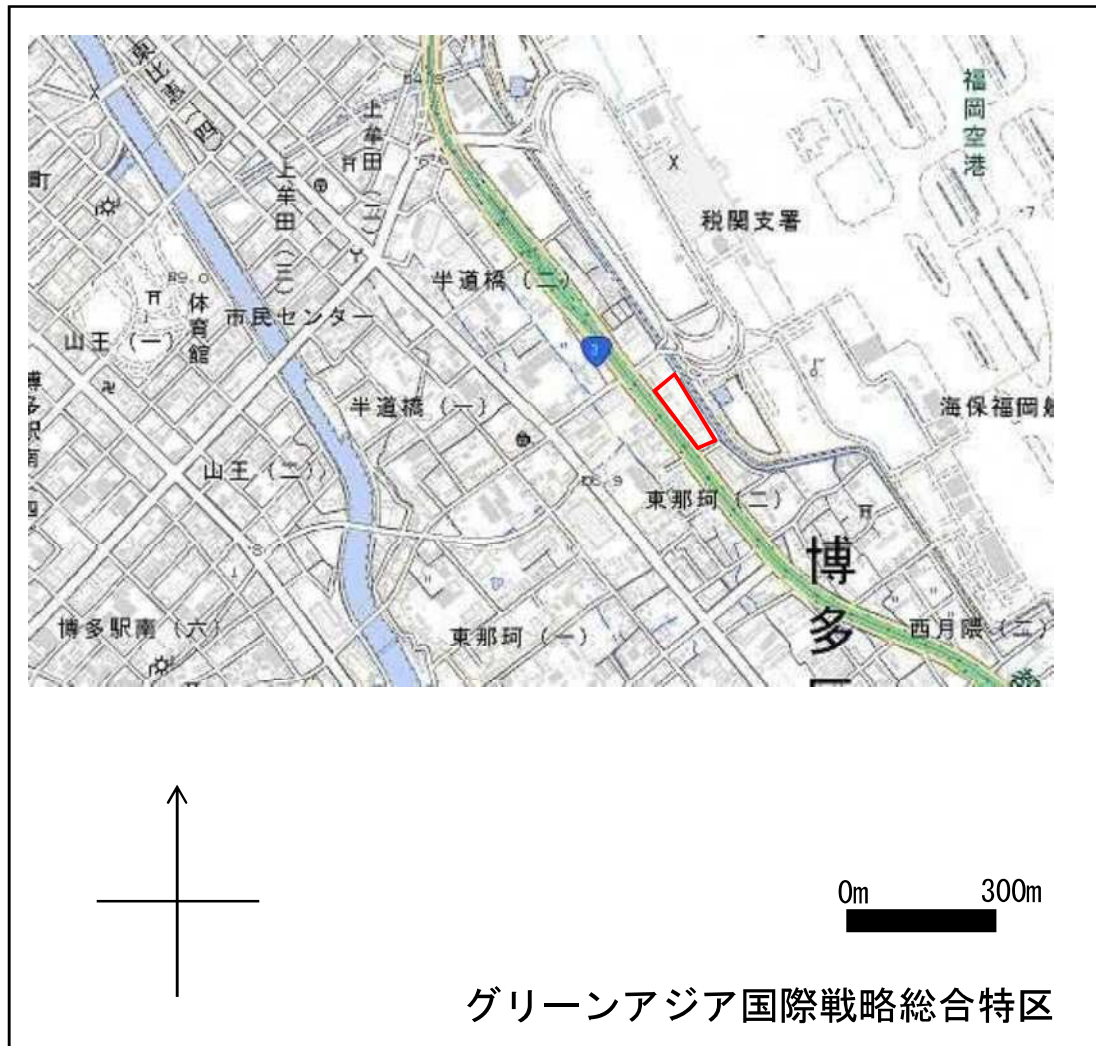
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡市西区元岡及び九大新町の一部の区域並びに糸島市泊の一部の区域



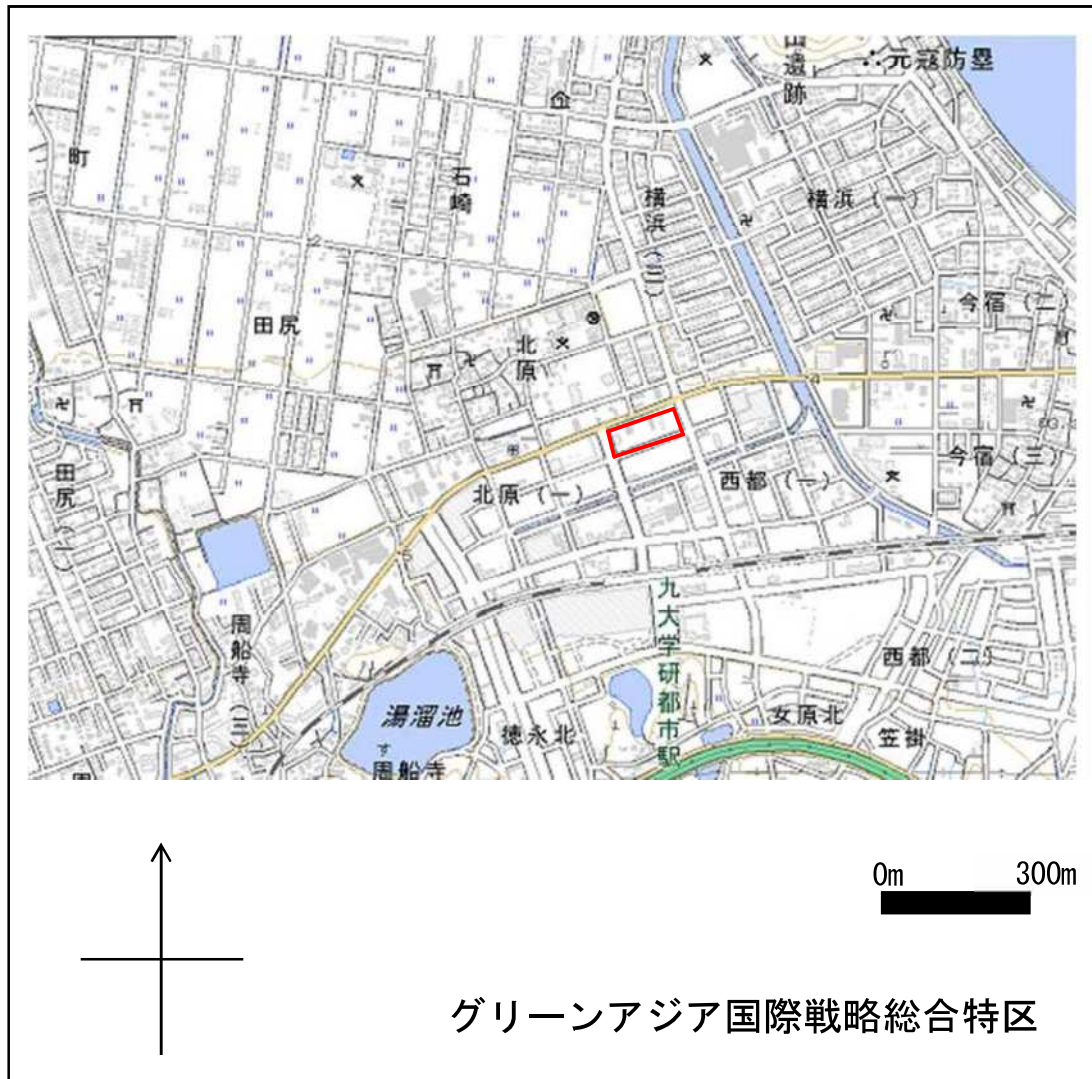
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡市博多区東那珂二丁目の一部の区域



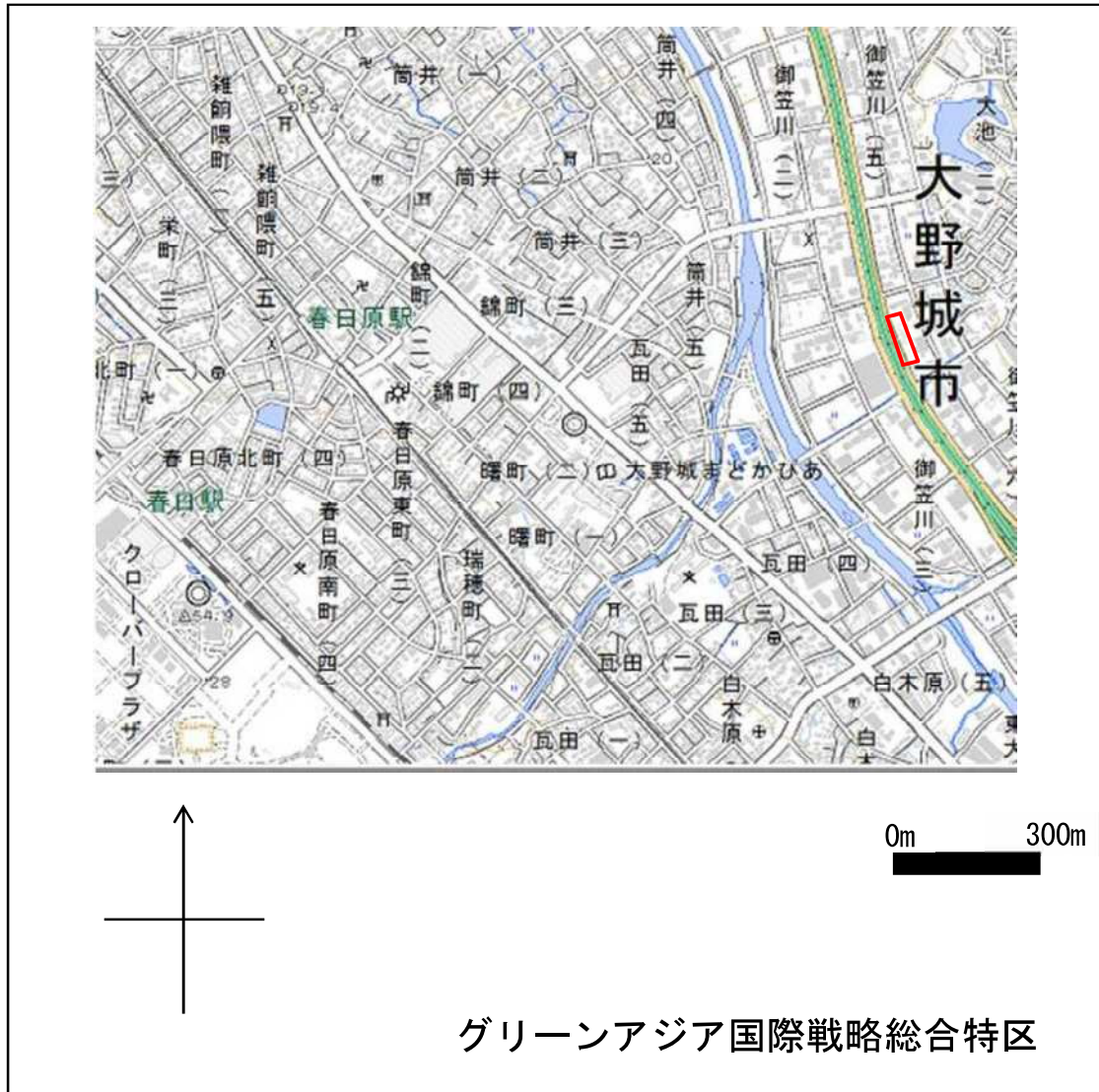
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡市西区西都一丁目及び大字徳永の一部の区域



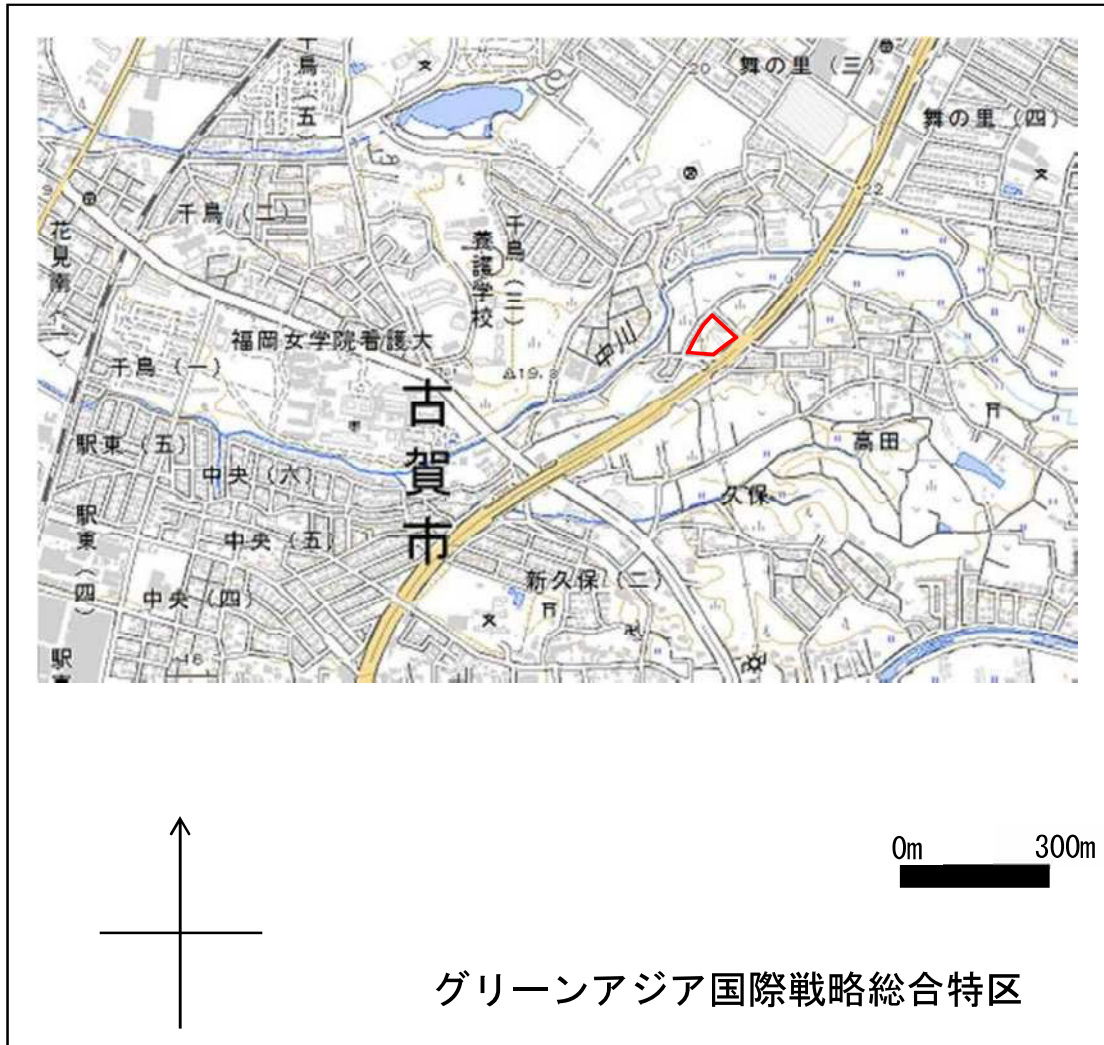
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：大野城市御笠川五丁目の一部の区域



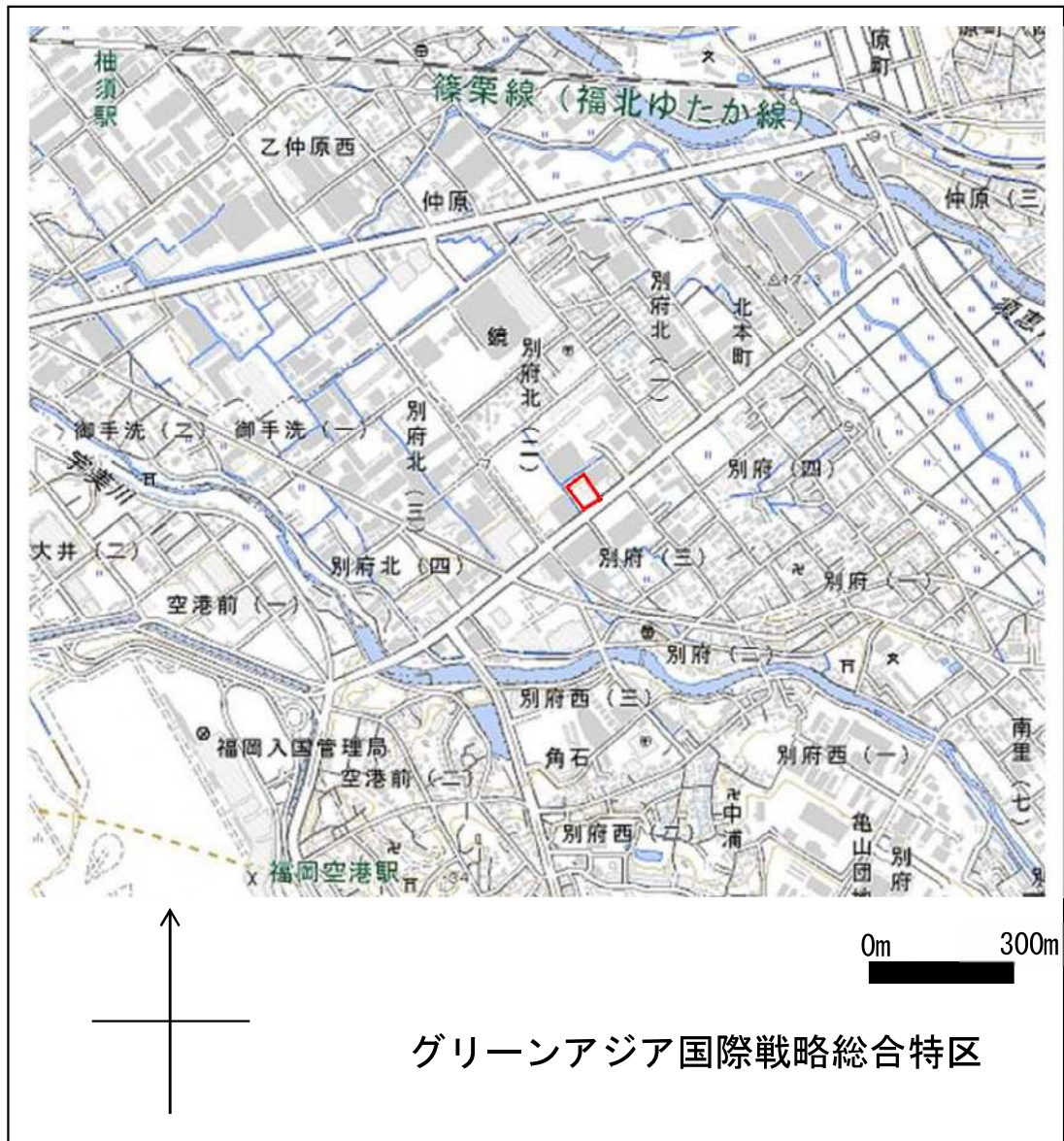
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：古賀市久保の一部の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

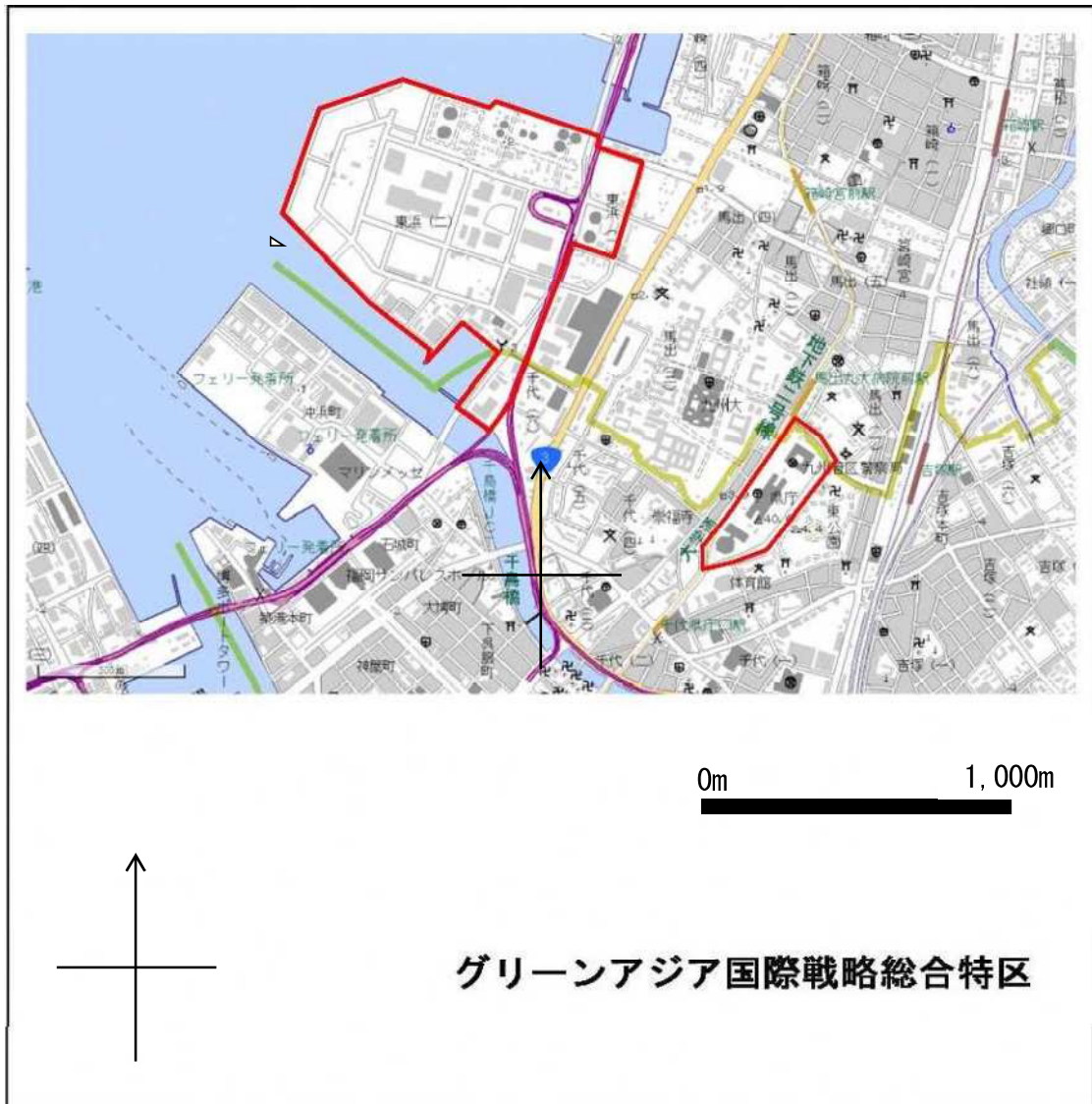
◆ 区域の範囲：糟屋郡志免町別府北二丁目の一部の区域



-
- グリーンアジア国際戦略総合特区

縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：福岡市東区東浜、博多区千代、東公園の一部の区域



別紙 1－2 国際戦略総合特区設備等投資促進税制【1／9】の適用図

国際戦略総合特区設備等投資促進税制【2／9】の適用図

国際戦略総合特区設備等投資促進税制【9／9】の適用図

縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲： 福岡県久留米市篠山町、洗町、京町、城南町、中央町、荘島町、白山町、本町、小頭町、六ツ門町、大石町、梅満町、松ヶ枝町、原古賀町、津福本町、安武町武島、津福今町、荒木町白口、荒木町荒木、荒木町藤田、江戸屋敷1丁目及び2丁目、南1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、国分町、上津町、本山1丁目及び2丁目、野伏間1丁目、藤光1丁目、藤光町、上津1丁目、高良内町、藤山町、日吉町、旭町、小森野町、通町、西町、花畑1丁目、2丁目及び3丁目、百年公園、宮ノ陣3丁目及び4丁目の一部の区域並びに八女郡広川町大字藤田、大字新代、大字日吉、大字広川の一部の区域

